

横須賀の社会教育・社会教育施設の あり方について

提 言



平成 30 年 3 月 30 日

横須賀市社会教育委員会議

目 次

はじめに	1
1 章 横須賀の社会教育・社会教育施設の現状と課題	2
2 章 横須賀の社会教育における共通理念	9
3 章 横須賀の社会教育で大切にすべきこと	12
4 章 学びを支援する社会教育施設に求めること	19
5 章 社会教育委員が果たす役割	30
全体の総括	33
おわりに	34
用語解説	35
組織図（社会教育事業所管課及び施設）	41
資料	
（1）社会教育委員名簿	42
（2）社会教育委員会議審議経過	43
（3）社会教育施設への調査①	44
（4）社会教育施設への調査②	50
（5）『教育振興基本計画第3期実施計画 （平成30～33年度）社会教育編（一部抜粋）』	54

はじめに

横須賀の社会教育*1は、その振興を教育委員会が担い、各社会教育施設*2で普及啓発を行ってきた。本市の社会教育行政は、本市全体の社会教育及び生涯学習の振興を生涯学習課が担い、市立図書館4館の管理運営の統括を中央図書館、自然・人文博物館等の管理運営を博物館運営課、横須賀美術館の管理運営を美術館運営課が担っている。また、本市の生涯学習推進の中核施設として、生涯学習課が所管する生涯学習センターが設置され、指定管理者制度*3を導入して管理運営が行われている。

教育委員会以外では、平成20年4月、それまで教育委員会が運営してきた公民館と市民部が運営してきた地域自治活動センター*4を統合し、市民部にコミュニティセンター*5が設置された。このコミュニティセンターの設置とともに、教育委員会に設置されていた公民館は廃止された。ただし、新たに設置されたコミュニティセンターにおいても、社会教育に関する事業は、継続して行っていくことにしたため、「教育委員会の権限に属する事務の一部を市民部長に委任する規則」を定め、コミュニティセンターにおいて社会教育事業の実施を委任し、市民部が社会教育事業の一部の振興を図っている。その他、市長部局においては、環境教育、消費者教育、防災教育など、各関係部課が関係分野の教育を担っているが、多様な分野にわたり様々な方法で学習支援を行っているのは、教育委員会と市民部のコミュニティセンターといえる。

このように、横須賀の社会教育及び生涯学習は、教育委員会の社会教育部門と市民部のコミュニティセンターが中心を担っている。

一方、全国的には、社会教育に関する様々な課題が浮き彫りになってきている。文部科学省の「社会教育調査」（平成27年度）等の結果から、公民館のコミュニティセンター化の傾向、社会教育に関する部局や施設が教育委員会から首長部局に移管される傾向、あるいは社会教育主事*6など社会教育の専門的職員が右肩下がりで減少している傾向がみられ、社会教育のあり方が問われている。また、社会教育法の改正により、新たに地域学校協働活動の推進が求められ、従来にも増して、社会教育の学校・家庭・地域の連携に果たす役割が期待されている。

このように、社会教育が抱える全国的な課題や社会教育に対する新たな役割への期待は、今後の横須賀の社会教育ならび社会教育施設のあり方を考えていく上で、避けては通れない面である。また、横須賀市の社会教育自体が抱えている課題に対しても正面から向き合う必要がある。

以上の点から、横須賀市社会教育委員*7会議*8は、全国的な社会教育における課題及び横須賀の社会教育が直面している現状と課題をふまえ、「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方」を審議テーマに設定し、今後の横須賀の社会教育の方向性について、教育委員会に提言を行うこととした。

なお、本提言においては、社会教育施設を教育委員会所管の生涯学習センター、市立図書館4館、自然・人文博物館、横須賀美術館、社会教育事業の一部を担う市民部所管のコミュニティセンターを社会教育施設として捉え提言を行う。

1章 横須賀の社会教育・社会教育施設の現状と課題

横須賀の社会教育の現状と課題について以下のとおり整理分類した。社会教育施設における現状については社会教育委員会議から各社会教育施設宛てに文書照会（平成 28 年 11 月 30 日付け、平成 29 年 8 月 18 日付け）を行い、各施設の現状と課題について整理した。

1. 現状と課題

（1）全国的な現状と課題

- 社会教育法に基づく公民館を廃止し、貸館のみを行うコミュニティセンターに転換する自治体が増加しており、社会教育が後退する危惧が増している。
- 公民館が地域づくりを目的にコミュニティセンター化していくなかで、学びとの連関という側面が弱くなりつつあり、そこに目を向ける教育行政の機能が低下している。
- 社会教育に関する部局や施設が教育委員会から首長部局に移管される傾向が続いており、「人づくり」よりも「地域づくり」に主眼をおく自治体が増加している。
- 教育委員会におかれる社会教育主事の人数及び配置率は、いずれも年々減少している。社会教育主事の減少により、社会教育を行う者への専門的・技術的指導や助言の活動が困難となっている。
- 教育を受ける権利や学習権を保障していくということが難しい時代になってきている。社会教育として、市民の学習する権利をどのように保障していくのが重要になってきている。
- 社会教育の専門的職員に社会教育主事がいるが、その専門性とは何か、何をやっているのかよく分からないという声がある。
- 社会教育委員の役割が形骸化し、実効的な機能が低下している。
- 平成 29 年の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が求められ、従来にも増して、地域と学校との関わりにおいて社会教育の役割が期待されている。

（2）横須賀における現状と課題

- 公共施設の中でも、社会教育施設とその他の貸館*9だけを目的とする施設等との違いが見えにくい。
- 他の貸館だけを目的とする施設と同様に、社会教育施設も、それほど職員を配置する必要はない、あるいは専門的職員はいなくともよいのではないかという本質的機能を軽視した見方もある。
- 講座や教室は、社会教育関連部門以外でも、様々な部門で開催されている。様々な講座や教室が溢れている中で、社会教育で行う講座や教室は、これらとは何が違い、どのような点に特徴があるのかが、行政のなかで社会教育の本質的なことが理解されていないために見えにくくなっている。
- 社会教育事業を担当する部門、施設には事務系の職員も配属されるが、学芸員等の専門的職員を除き、およそ3～5年程度で人事異動が行われている。社会教育や生涯学習への理解が深まっていく前、あるいは、社会教育主事講習等で専門的資質を習得した後すぐに別の職場へと移ってしまうため、知識や経験の浅い職員が従事する傾向が生まれやすい。
- 社会教育委員会議の議論が現場の社会教育施設での活動と連動していない。社会教育施設の課題を社会教育委員が十分に認識していない。
- 横須賀では、市民活動サポートセンター*10などがあり、市民の中には複数の地域活動が続けるなど非常に活発かつ熱心に活動している方々もいるが、市全体から見ればごく一部の方々である。市全体から見れば、そうした活動の裾野が広がっているとはいえない面もある。市民活動の場があるとはいえ、より多くの社会教育活動を行うことができる拠点を充実していくことも必要である。
- 市民大学等で実施する講座のうち、現代的な課題を取り上げる講座には、内容によって受講者が集まりにくい傾向がある。参加者が集まりやすい企画になりがちである。
- 経済的な理由から学ぶことが困難だった方、あるいは現在困難な方、時間的に学びの場に参加することが難しい方、勉強が苦手な子どもたち、安心して過ごすことのできる居場所を求める子どもたち等への社会教育による支援は、これまであまり目を向けられてこなかった。必要な人に社会教育による支援が行き届いていない。
- 施設配置適正化計画※*11の中では、生涯学習センターやコミュニティセンターな

どの施設を一部廃止する動きもある。このままいくと、施設が廃止となる地域では、活動の場が無くなり、地域間での格差が生じるとともに、今後安心して公民館活動を行うことができる場がなくなる恐れがある。

※施設配置適正化計画は、現在これに変わるプランの策定を検討するため、その実施は凍結されている。

○博物館は、未就学児を連れて行ってはいけないというイメージがあるが、ラウンジを飲食しても良い場所として提供するなどしてイメージチェンジを図り、家族での利用者が増えるように工夫している。また、展示室や展示解説のモニターを充実するなど時間をかけて回りたくなるような工夫をしている。施設となってきた。ただ、博物館までのアクセスの案内が分かりにくいなど、来館者を誘引する工夫が十分でない。

○学芸員*12が何を専門として、普段何をやっているのか分からない。学校の授業に活用する際にも情報が不足しており、何を博物館で授業に活用できるのか分かりづらい面がある。

○各社会教育施設の情報が発信されているが、その情報が学校やその他の社会教育施設にうまく流れておらず、循環していない。

(3) 横須賀の社会教育施設における現状と課題

(ア) 生涯学習センター

○運営管理について、指定管理者制度を導入しているが、その期間は4年間である。人づくり・地域づくり・仲間づくりを行う社会教育施設としては長期的な事業計画が必要となるが、それが成立しにくい。

○公募による指定管理者の選定を行っているため、指定管理者の変更も想定せざるをえず、事業の安定的な継続に対する不安を常に抱えている。

○指定管理者制度を導入していることで、社会教育行政の職員が施設利用者の声を直接聞く機会が減り、結果として市民の学習ニーズを吸い上げにくくなっている面もある。

(イ) 図書館

- 古文書や絵葉書、古地図などの定期的な状態確認ができていない。
- 恒温・恒湿収蔵庫がないため、古文書の保存に中性紙箱を使用しているが、虫食いなどに対応ができていない。また、古書に詳しい職員が少なく、虫食い資料の修復の可否判断が難しい。
- 購入資料の整理分類には特に問題はないが、書架に配架するための、書架整理（書庫入れ作業、廃棄等）まで手が回りにくくなっている。
- 郷土に関する寄贈資料が多く、確認作業は新刊資料より時間がかかるため、登録作業がなかなか進まない。
- 資料収集のためリクエストを受けているが、メールでのリクエストが多く、対応に多くの時間が割かれている（メールリクエストの件数は、平成28年度13,732件）。
- 司書*13の世代交代ができていない。
- 通常業務に追われ、時間をかけて、企画展示・レファレンス*14・市民協働*15に取り組むことが難しい。
- 図書館での貸出が減少し、サテライト*16図書室での貸出が増加していることから、配送作業に負担がかかっている。
- 継続的な学校との連携ができていない。
- 施設の老朽化が進み、営繕・修繕では追いつかない部分がある。

(ウ) 博物館

- 学芸員が担う展示や教育普及*17事業、外部依頼の業務が増加し、資料の調査研究、整理分類を行う時間が確保できなくなっている。
- 資料購入費が少ないため、系統だった資料の収集が困難になっている。
- 資料の収蔵庫に余裕がなくなっている。自然部門も人文部門もすでに限界を超え、新規収蔵資料が収まらない状況となっている。

- 資料の保存管理について、保存するための「恒温恒湿」の空気環境管理を備えた資料室が少なく、予算不足から、保存に必要な資料の「燻蒸」*18が、一部の資料室でしか実施できない状況になっている。
- 資料を管理する台帳は、資料の画像データの利用需要の増大、収蔵品管理や収蔵品の保存状態の記録という観点から画像データ付台帳整備が必要だが、資料数が膨大なため、整備期間が長期化している。さらに、画像データの高画質化、データの保存環境や閲覧環境等の整備にも対応していく必要がある。
- 他の市町村等の博物館と比較しても、多くの教育普及事業を実施しているが、そのことを市民に広く周知できていないために、事業の認知度が低い。
- 展示において、貴重資料の借用やレプリカ作成などに経費をかけることができず、展示内容を変えることが困難となっている。その一方で、常設展は、何十年もの間、同じ展示を続けてきており、リニューアルを求める声も高まってきている。
- 展示は、テーマにより他機関や他部局と連携し、内容の充実を図る必要がある。
- 学芸員の多忙化により、市内のフィールド調査数が減少しており、地域博物館*19として、地域の現状を把握し、継続して積み重ねることが困難になっている。
- 自然博物館は、開館後 50 年になり、常設展示の大規模更新が必要になっている。

(エ) 美術館

- 作品購入予算がなく、作品収集を寄贈に頼っている実情で、積極的な収集活動が行えず、所蔵品の充実ができない。
- 作品の収蔵スペース確保が次第に難しくなっている。
- 展覧会と教育普及事業が優先的な業務になってしまい、その分、調査研究が圧迫されがちで、長期的な美術館活動への影響が懸念される。

(オ) コミュニティセンター

- コミュニティセンターの職員間で情報を共有する機会が少ない。(市内にはコミ

ユニティセンターが 22 ヶ所あり、定期的に集まるのは困難なため。)

○コミュニティセンターにより講座の回数や、実施内容に差がある。

2. 現状と課題の整理と分類

横須賀の社会教育、社会教育施設のあり方を考えるため、1において列挙した現状と課題を以下の8点に集約した。さらに、1～8の課題を、「横須賀の社会教育で大切にすべきこと」、「市民の学びを支援する社会教育施設に求めること」、「社会教育委員が果たす役割」の3つに整理分類し、その向き合い方への具体的な検討を行い、今後のあり方の方向性を示していくこととした。

次章において、横須賀の社会教育における共通理念について整理し、3つの分類について、第3章から第5章において、それぞれのあり方をまとめた。

No	検討すべきテーマ	分類
1	現代的・地域的課題に向き合う社会教育	3章 横須賀の社会教育で大切にすべきこと (12頁～18頁)
2	地域人材や地域資源を生かした社会教育	
3	学びの機会を保障する社会教育	
4	市民主体の地域づくりを支える社会教育	4章 学びを支援する社会教育施設に求めること (19頁～29頁)
5	人のつながりを生み出していく社会教育施設	
6	市民が安心して活動・利用することのできる社会教育施設	
7	社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援	
8	社会教育委員が果たす役割	5章 社会教育委員が果たす役割 (30頁～32頁)

2章 横須賀の社会教育における共通理念

横須賀の社会教育、社会教育施設の現状と課題への向き合い方を検討するために、横須賀の社会教育において大切にしていけるべき共通理念を以下のとおり整理した。

1. 共通理念を構成する考え方

(1) 市民一人一人の人間形成

- 「教育」の営みは、目指すべき人間像があり、そこに向けた人間形成そのものである。「教育」は、各個人で完結する「学習」（自学・自習）とは異なる。利用者及び学習者相互、あるいは施設職員と学習者といった他者との関係性の中で成立するものである。
- 社会教育は、「教育」である以上、ただ学習の場を提供するだけではいけない。また、学習者を学びっぱなしの状態では終わらせ、放置してもいけない。ただ、学ぶだけであれば、必ずしも社会教育として行う必要はない。学習者や利用者を次の学習機会及び学習の場にいかにつなげていくか、学習者や利用者同士をいかにつなげていくことができるのかという視点で、社会教育行政及び社会教育施設の職員は業務にあたるのが重要であり、その点を常に意識すべきである。
- 社会教育においては、市民の学びをいかにすればより良くしていくことができるのかといった視点で、学習環境や利用条件を整え、必要とされる人に行きわたるように学習支援・サポートしていくことが重要である。社会教育に携わる職員は、学習支援者*20である。
- 憲法に則って教育基本法があり、その教育基本法に則った社会教育法に基づいて、各社会教育施設が存在する。社会教育施設は、要求課題*21、必要課題*22に応じた市民の「教育を受ける権利」*23「学習権」*24を保障していく場である。この点^が、他の貸館等を主たる目的とする公共施設とは異なる点である。教育施設としての意義を行政ならびに各施設の職員等が意識していくことが重要である。

(2) 様々な社会的な問題への市民意識の醸成

- 多様化する現代社会の中で、特に学ぶ必要があること、主体的に考えてほしいことを「教化」*25ではなく、教育機会として意識的に提供していくことが社会教育にとって重要である。

- 社会の様々な課題等について学ぶことができ、市民の社会的な意識や価値観の醸成につなげていくことが社会教育の役割として重要である。また、それこそが社会教育のアイデンティティ（社会教育とは何であるかということ）でもある。
- 現代的課題や地域的課題の課題解決につなげるという部分については、社会教育の範疇だけではその対応は難しい。教育委員会以外の様々な部局、機関、団体、市民との連携なしには解決できない。社会教育は、市民の社会参加への意識あるいは様々な社会的な問題への市民の関心を高めるという点に、まず力点をおくべきである。社会の様々な課題解決や学習成果の活用は、社会教育以外の領域との連携が不可欠であり、それを前提としたうえで、さらに次の段階として展開させていくことが重要である。

（３）市民相互の学び合い

- 学校教育のなかだけで、社会的な意識や価値観をすべて学ぶことには限界がある。社会教育では、様々な世代を超えた交流機会、帰属意識の異なる他者同士が学び合う機会を柔軟かつ様々な形態で意識的に設けていくことができる。社会教育は、相互理解を深めていく学びにおいて有効である。市民の社会的な価値観を醸成する、あるいはその人の周囲にいる人たちの社会的な意識や価値観をより高めていくことにつながる双方向の学び合いにとって社会教育が果たす役割は大きい。
- 社会教育は、相互理解を深める学びにつながるものであり、そのなかで、他者との考えや行動の違いを認め合うことも重要な要素である。一つの解答を導き出すことが難しく、世論で意見が分かれるような社会的な課題、あるいは社会的少数者が抱えている課題などを正面から学習課題として受け止め、そうした課題をテーマとした学習機会や学習の場を積極的に設けていくことは、社会教育にとって重要である。特に、政治的に公平・中立である教育委員会の社会教育行政は、そうした課題に対して正面から向き合い学習テーマ化することが可能である。横須賀の社会教育は、教育行政のなかで行っており、あらゆる社会的な課題を正面から受け止め、学習テーマ化できる存在であるべきである。
- 社会的な価値観や意識の醸成は、住民自身が主体的に議論しながら考えていくべきものである。住民が主体的に参加していくきっかけにつなげる必要な支援（情報提供や学習集団の組織化）を提供していくことが社会教育行政や社会教育を支援する人には求められる。
- 市民の学び合いを大切にしながらも、一歩前に進めていく「教育」の側面が社会教育として重要である。

2. 横須賀の社会教育における共通理念

上記の共通理念を構成する考え方を踏まえ、横須賀の社会教育における共通理念を以下のとおり整理した。

- ・「市民一人一人の人間形成」を支えるため、社会教育施設には社会教育に携わる職員の存在が必要不可欠である。
- ・横須賀の社会教育に携わる職員は、市民が主体的に学び始めるための支援を行うとともに、市民を次の学びの機会、あるいは次の学びの場につなげていき、さらに学びを生かした活動につなげていくことができるように、その必要な支援や役割への意識をもつべきである。
- ・「市民の社会的な意識や価値観の醸成」を図るため、横須賀の社会教育においては、市民が学ぶことを通じて、心の変容や行動の変化が生じるように工夫すべきである。市民一人一人の成長につながる教育の機会と場が今後も絶えず保障されるべきである。
- ・「市民相互の学び合い」を充実していくため、横須賀の社会教育では、一つの解答を導き出すことが難しく世論で意見が分かれるような社会的課題や社会的少数者に関する課題なども正面から学習テーマとして捉え、今後も、多様な教育の機会と場を提供する教育行政であるべきである。

以降、3章「横須賀の社会教育行政で大切にすべきこと」、4章「学びを支援する社会教育施設に求めること」、5章「社会教育委員が果たす役割」は、ここで整理した横須賀の社会教育における理念を踏まえて検討を行った。

3章 横須賀の社会教育で大切にすべきこと

2章で整理した横須賀の社会教育における共通理念を踏まえ、横須賀の社会教育で大切にすべきことを以下のとおり整理した。

1. 横須賀の社会教育で大切にすべき要素

(1) 現代的課題・地域課題に向き合う社会教育

(ア) 市民の社会的な価値観の醸成等、一人一人の人間形成に資する役割

- 講座等の参加者を学習者として捉え、アクティブラーニング*26などを含めた形で、社会的価値観の醸成、意識や行動の変容、次の学習機会に結び付けていくなど、一人一人の人間形成を行っていく点に社会教育のアイデンティティがある。
- 学んだことをより掘り下げて一人一人の学びを発展させていく学習支援(学習相談、研究本などの蔵書、資料の収集など)を充実させることで、よりよい学びの循環を目指すべきである。

(イ) 様々な部局や団体等との連携

- 学んだことを生かしていくことができるようにしていくためには、社会教育の枠組みの中だけではなく、広く市長部局や様々な地域団体との連携が不可欠である。
- 社会や地域の課題解決を目的とする取り組みは、社会教育、市長部局等とが連携して、相互に情報共有を図りながら、進めていくべきである。
- コミュニティセンターの職員間で共有する掲示板の充実を図り、情報共有や情報収集に努める体制を強化すべきである。
- 生涯学習課がコミュニティセンターとの連携を高め、社会教育の観点から必ず開催してほしい講座や地域課題を考える講座など、学習機会の方向性を提案していくことが必要である。そのためには、生涯学習課とコミュニティセンターの調整の場を設けることも必要である。

参 考

現代的課題・地域課題における課題を検討した際、個別・具体的に最も取り上げられた課題は、家庭教育の課題対応に関する支援、課題解決に向けた支援に関することであったことから、その内容について、参考に記すものとする。

●家庭教育の課題等への支援について

- ・おはなし会は楽しむだけにするのではなく、本に親しむことの意味や横須賀の子どもたちの読書環境を知ってもらう機会や場をもっと積極的に作っていくことで、小中学生期の読書習慣につなげていくことが重要である。
- ・コミュニティセンター等の家庭教育学級では、食や音や匂いなど五感で感じられるような「～育」といったようなものをもっと取り入れていくとよい。
- ・子育てを終えた方や現在子育て中のお母さん方と一緒に講座の企画運営を行うなど、子育て中のお母さん方の視点を取り入れるような試みが広がっていくと、プログラムも魅力的になり活性化していくのではないかな。
- ・家庭教育学級など、家庭教育支援に関する事業は、様々な課題を参加者相互が話し合いながら、掘り下げ、深化させていく視点が必要。時代や家庭環境の変化に対応しながらも、親自身が主体的に学ぶという基本は大切にすべきである。
- ・「ケータイ」や「スマホ」の問題のように、大人が話すよりも、高校生や大学生など子どもたちより少し年長の人たちから聞いた方が学べることが多いものもある。子どもたち相互の学び合いを大切に、学校などと連携して、目的に応じて柔軟なプログラムを企画していく視点も重要である。

⇒以上の点から、家庭教育の課題等への支援においては、様々な部局、団体、住民、学生等との連携を図りながら、家庭内における子どもの学習習慣（子どもの読書活動に関すること等）及び生活習慣（携帯電話やスマートフォンの危険性の問題等）について、特に保護者等へ子どもの未就学期から就学期にかけて切れ目のない教育的支援を行うことが必要である。

(2) 地域人材や地域資源を生かした社会教育

(ア) 学校・地域との連携

- 学校教育との関係、あるいは学校や地域との連携の中で、社会教育としては何ができるのか、どのようなことが求められているのかを積極的に検討をしていくべきである。

- 市民の地域活動拠点となるべきコミュニティセンターの利用状況に関しては、様々な団体の活動が重複する時間帯の部屋の予約が非常に取りにくい状況が続いている。地域住民の活動場所として、学校施設の開放について、充実していくとともにその利用方法等について、広く周知啓発していくことが必要である。
- コミュニティセンターでは、地域の特色、地域人材の発掘や活用を含めた地域資源を活用した事業が展開されており、その地域でなければできない事業が展開されている。社会教育において非常に重要な部分を担っている。地域資源をいかに活用し、そのためにはどのような人材が必要で、その手段としていかなる連携が必要であるのかといった視点で、必要な教育機会と場を提供していくことが重要である。
- 地域の行事等に小・中学生が参加することは有意義なことである。学校側に地域の行事への子どもたちの参加の理解を得られるように、普段から学校と地域とがコミュニケーションを重ねていくことが重要である。
- コミュニティセンターのサークルメンバーが小学校に出向いて、児童たちに教えたり、レクチャーを行っている活動もある。社会教育には、そうした市民が行う教育活動を支えていく役割もある。

(イ) 市民の財産である地域資料を保存し、将来に継承していく役割

- 横須賀の図書館、博物館、美術館などにおける収蔵資料の保存環境は、大変深刻な状況にある。市民の貴重な財産を将来に継承していくために、収蔵庫の充実が喫緊の課題であり、対応の必要性は高いといえる。
- 一方で、収蔵資料を保存し後世に向けて守っていくためには、博物館、美術館等の各施設の限られた人員や予算の中だけでは、今後その対応が困難となる可能性もある。持続可能な保存環境としていくためにも、収蔵資料を市民の財産である地域資料と捉え、市民の協力を得て一緒に進めていく考え方も大切である。市民や民間に依頼できることがあれば、積極的に関わりをもち、社会教育施設と市民が一体となって将来に地域資料を継承していく方策も柔軟かつ積極的に取り入れていくべきである。
- 資料の収集、選定、整理分類、保存といった一連の作業には、学芸員等の専門性を有した人材の存在が必要不可欠である。学芸員等の専門的職員と市民がボランティア等で協働しながら、市民の財産である地域資料を後世に継承していくことも必要である。

○展示資料や収蔵資料を有している博物館や美術館だけでなく、文献や資料を有している図書館、地域行事や利用者の活動記録などを有しているコミュニティセンターや生涯学習センターも、必要に応じてデジタルアーカイブス*27化を図り、地域の記録を留めていくことも大切である。その記録を学習教材化や市民への啓発用ツールとして、メディア活用していくことも、今後多角的に検討していくことが必要である。

(3) 学びの機会を保障する社会教育

(ア) 教育を受ける権利、学習権を保障する社会教育

○市民の教育を受ける権利や学習権を保障することは社会教育において重要である。

○学ぶ必要性の高い学習テーマであるが、民間教育事業者では採算性が合わず取り上げることが難しい分野、見過ごされてしまいがちであるが社会的に大切なテーマ、世論で意見が分かれるような現代的な課題等については、横須賀の社会教育として、今後も正面から必要な学習課題として受けとめていく姿勢を大切にして欲しい。市民に多様な学習機会を保障していく社会教育行政であるべきである。

○障害者や高齢者、体が不自由な方、あるいは経済的・時間的な理由で学ぶことが困難な方々等、誰もが安心して学ぶことができる学習機会と場を保障していくことが重要である。そのために、アウトリーチ*28の手法を取り入れ、より学習者に身近な存在としていくことも必要といえる。

○勉強が苦手な子や外国人の子どもたち、学びたいが学べない環境にある人たちへの機会や場の提供等に関する教育的な支援は横須賀の社会教育において、取り上げていくべき課題の一つである。一方で、学校、町内会館、コミュニティセンターなど地域の様々な施設で、NPO*29や市民活動団体等による公的な学習支援の輪も広がっており、そうした活動や場を重層化していくことも課題解決に向けて重要である。また、そうした地域で重層化した活動や場の情報収集及び情報提供は、特に生涯学習センターの重要な機能である。

○図書館では、インターネットで簡単に借りたい図書の予約が可能となっているため、本のリクエストが年々増えており、図書の配送作業に人員や時間を割かれ、企画展示やレファレンス、市民協働への取り組みなど、図書館の教育的事業が追いついておらず、本来業務に支障が生じている。市民の利便性と相反する部分もあるが、図書館が行う教育的事業にも目を向ける必要がある。全体のバランスをとっていく必要がある。インターネットによるリクエスト本の受付について、現場の状況を鑑み、

多少の制限を加えていくことへの検討も必要である。

(イ) 人間形成につながる教育支援

- 社会教育は、人間一人一人の心の中に種を植えて、遅いか早いかではなく、いずれ花を咲かせていくようなものである。10年後、20年後に、その子、その人の心の中に何が残っているのかが大切で、社会教育の成果は、幅をもたせて長期的に捉えていく視点が必要である。
- 社会教育は、目指すべき人間像があり、そこに向けた人間形成である。学びを通じて市民の意識の変容や行動の変化につなげ、各学習者の成長を目指していくといった目的で条件を整備し、そのために必要な学習支援やサポートが社会教育行政や社会教育施設には求められる。ただ、学ぶだけであれば社会教育で行う必要はない。市民が次の学びの機会や場につながっていくことができるように支えていく役割は、社会教育に携わる職員の重要な職務である。収集した様々な学習情報の中から市民の学習要求に近い情報を提供し、様々な学習相談に応えていくことが求められる。各社会教育施設では、学習情報提供機能や学習相談機能の更なる充実が必要である。
- 趣味・サークルで好きなことをやっても、生かし方によって社会貢献や地域貢献にもつながる。各社会教育施設の特徴を生かしながら、どのような工夫や促し方を行うことができれば、利用者や学習者の学びの成果の活用につながるのかを社会教育主事や学芸員等の専門的職員は念頭に置きながら、様々な学習計画等で具現化していく工夫を検討されたい。

(ウ) 市民への積極的な情報発信

- 各社会教育施設で個別に非常に素晴らしい事業を行っていても、それがうまく市民に発信されていない。市民の目に留まり、注目されるようにしていくためには、更なる工夫が必要である。行事やイベントの開催情報の発信だけでなく、実施した事業の風景や学芸員等の専門的職員のコラム、各施設周辺の四季の移ろいや歳時記など施設の職員には当たり前と思われるような日常の様子や身近な情報も含めて、提供可能な情報源として捉え、多様な情報を柔軟かつ積極的に発信して多くの市民の目をひきつけることが重要である。
- 各社会教育施設の現場で様々な検討を行い、多くの市民に来館していただく方策を考えなくてはならない。そのために、広報活動は非常に重要な手段である。各施設の限られた広報にかかる予算枠の中で、その広報をより効果的に行っていくために

は、縦割りではなく、横串を指すような形で、それぞれの施設が連携し、持っている予算を分け合いながら、よりインパクトのある情報発信を進めていくことが重要である。各施設の個々の予算を自分の施設の広報だけに使うのであれば、その効果は限定的である。効果的な広報を進めていくためにも、各社会教育施設が積極的に連携し、その広報手段について「シェア」していくことが必要である。

- 図書館、博物館、美術館、生涯学習センターなどの情報をまとめて参照することができるように、横須賀の社会教育・生涯学習に関する一体的・統合的な情報発信媒体あるいはその仕組みを検討することが必要である。

2. 横須賀の社会教育で大切にすべきこと

上記の社会教育で大切にすべき要素を踏まえ、横須賀の社会教育で大切にすべきことを以下のとおり整理した。

- ① 横須賀の社会教育においては、学びたいが学ぶことが困難な方々がいることを念頭にふまえ、すべての人の学習権を保障し、すべての人が多様な学習機会や学習の場を得られるようにする。また、生涯学習を推進する中で、市民の学習ニーズを把握しつつ、世論で意見が分かれるような様々な問題についても、学習課題として捉え、取り上げていくものとする。
- ② 横須賀の社会教育においては、市民が学習の成果を生かして活躍できる機会と場を充実するとともに、各社会教育施設の市民財産である地域資料の活用を図りながら、将来に継承していくために、それらを保存していく責務を負う。
- ③ いつでも、どこでも、だれでもが学び、その成果を適切に生かすことができるように、市民に幅広く社会教育や生涯学習の情報を届ける努力と工夫が必要である。そのために、社会教育行政や社会教育施設は、相互連携し、様々な情報発信に努めることが重要である。

4章 学びを支援する社会教育施設に求めること

2章で整理した共通理念及び3章で整理した大切にすべきことを踏まえ、学びを支援する社会教育施設に求めることを以下のとおり整理した。

1. 学びを支援する社会教育施設に求める要素

(1) 市民主体の地域づくりを支える社会教育

(ア) 市民の学習活動の場の支援

- コミュニティセンターの文化祭などで、日頃のサークル活動の発表を行っていくことは大事なことだが、常に場所が確保しにくいといった問題が生じている。また、コミュニティセンターは貸室の競争率が高く、現状、地域住民の生涯学習に関する活動の場として十分に足りている状況とはいえない。地域住民の活動の場であれば、学校などに相談しながら、教育活動に支障のない範囲で、学校施設開放の利用の周知を図っていくことも必要である。
- 地域の市民活動の場については、企業に相談や交渉をしていくと、利用させていただくことが可能な場所もある。様々な市民活動を行っていく上で、企業の協力を得ながら、市民が活動できる場を広げていくことも大切である。
- 同じコミュニティセンターでも、旧公民館から移行したコミュニティセンターと旧自治活動センター等から移行したコミュニティセンターとでは、学習活動の機会や場に大きな差がある。館によって設立の経緯や背景もあり、一概にはいえないが、旧自治活動センターのコミュニティセンターで企画の数を増やしていくなど、その差を埋めていく工夫も必要である。
- 様々な社会教育施設で学んだ方たちが、学んだことを生かしてコミュニティセンターや市民活動サポートセンター等の様々な市民活動の場に移っていくことができるようになると広がり生まれる。「学ぶ場」と「生かして活動する場」が連携し、つながっていくことが重要である。

(イ) 地域全体で盛り上げていくための機運と実践

- 普段から利用したり、活動を行っている大人だけで生涯学習を進めていこうとしても、その裾野は広がっていかない。特に、地域に密着したコミュニティセンターでは、保育園や幼稚園、学校などにも声かけをして、ボランティアの方等と共に地域共同体として地域全体で盛り上げていこうとする機運と実践を行うことが必要で

ある。

- 博物館では、上町のさくら祭りにイベントブースを出展するなど、若手の学芸員を中心に、地域の商店街の方々と連携を図り、地域づくりにつながる実践を行っている例がある。施設の中だけでなく、施設の外に足を踏み出し、積極的に地域の方々とつながり合いを試みるアウトリーチの実践は、地域づくりの実践として重要な視点である。

(ウ) 社会教育主事が果たす役割

- 社会教育主事は、何を専門的に担う役割なのか、その位置づけが曖昧なため、全国的に減少している。横須賀においても、その役割を「見える化」すべきである。
- 学習行動プロセス、学びの連関（学習ニーズ→学習行動→学習サークル化→発展した学習→地域の活動のつながり）に目を向けていく教育行政の役割が、公民館からコミュニティセンター化していく流れの中で弱まってきている。市民部は、教育委員会との組織の谷間を埋めていくための工夫が必要であり、その一つとして社会教育主事と十分に連携を図っていく仕組みづくりを進めていくことが重要である。助言あたっては、相応の社会教育主事の人数も必要である。
- 一人一人の成長や変容につなげていく教育行政の視点を大切にし、そのための仕組みづくりを進めていくことが重要である。社会教育に関わる職員ならびに市民を学習支援者として捉え、社会教育主事は学習支援者への助言や必要な研修等を行い、教育行政としての仕組みづくりを主導していくべきである。
- 市民の学習ニーズを調査し、その学習ニーズの階層性、あるいはその強弱など多様な学習ニーズをしっかりと押さえ、その整理を行うことのできる職員がいなくなっている。社会教育主事は、その役割を担うべきである。
- 平成 29 年の社会教育法改正により、地域学校協働活動の推進が求められているが、学校教育と社会教育は別物という意識が強く、そこをいかにしてつなげていくのが課題である。社会教育主事はいるが、なかなかそれぞれが溶け合っていない。社会教育主事が指導主事*30 と連携を図りながら、コーディネートを進めていくことが必要である。
- 各社会教育施設間の連携を図るために、社会教育主事が中心となり、そのコーディネートを進めていくべきである。

(エ) 市民の施設利用・学習活動を支える職員の役割

- 市民が学んだことを生かし、地域活動につなげることを目的とする事業を行う際には、職員は、目的に近づけるための学習計画の立案、様々な学習情報の提供、学習サークル化への援助などが期待される。そのために、職員がスキルアップしていく研修の機会が重要である。
- コミュニティセンターでは施設利用の際に、公共施設予約システムを通じて予約することができるが、パソコンの使い方の分からない高齢者は、受付で予約代行により手続きしていることが多いが、一方で利用予約を諦めてしまっている人もいる。パソコンなどに不慣れな高齢者の存在もあることから、そうした利用者を見かけた場合に、各施設の職員は積極的に声かけを行うなど、誰もが利用しやすい施設を目指すことが重要である。
- 公共施設予約システムにより、市民は、市内のどの地域に住んでいても、インターネット等で各コミュニティセンターの利用予約の申請を行うことができる。一方で、地域の住民や団体が、最寄りのコミュニティセンターを利用しにくくなっているとの意見も出てきていることから、より良い利用のあり方について検討する必要がある。
- コミュニティセンターの講座は、同時期に各コミュニティセンター間で同じような内容が重複してしまう傾向があるので、コミュニティセンター職員は、情報共有を図る機会を定期的に行うなど、体制を整えていくことが大切である。

(オ) 市民・市民活動団体の社会教育の実践と社会教育行政との関係

- NPOを立ち上げた人、地域活動に熱心な人にも参画してもらい、横須賀の地域づくり大学のようなコンセプトの社会教育事業を立ち上げていくことも必要である。
- 横須賀においても、社会教育を行うNPOや市民活動団体などが育ってきている。そうした市民主体の社会教育に関する実践を行う団体とどのようなことについて共に連携できるか、あるいは社会教育行政としてどのような支援ができるのかを検討していくことが重要である。

参考

●市民活動サポートセンター登録団体のうち「社会教育」に分類される団体

全登録団体	社会教育の団体	社会教育を行う団体の割合
656 団体	118 団体	17.9%

(平成 29 年 12 月 22 日調査)

○市民のボランティア活動は、業務のサポートということではなく、職員とボランティアが対等な立場で、ボランティア自身が高いモチベーションで、いかにやりがいをもって活動することができるのかが重要な尺度である。社会教育施設におけるボランティア活動は、教育普及の一環として捉え、ボランティア自身のやりがいや社会参加の場を創出すること、ボランティア自身の学びの場となるように工夫を凝らしていくことが必要である。

○ボランティアとの協働やボランティアの養成は、担当の専門職員が必要になるほど、多くの人員と時間をかけなければできないものである。展示解説ボランティアについても、大変高いスキルが必要であり、それを短期間で養成することは難しい。博物館のように、ボランティアをゼロから養成するのではなく、協力団体と一緒にやっていくということは理にかなっている。各施設で、それぞれの施設の特徴を生かしたボランティアとの関わり方を模索することが必要である。

○大学生など若い世代が積極的にボランティア活動に参加する動機づけとして、例えば、就職活動や教員養成などにおいて、ボランティア活動に参加したことを認める証明書を発行（スタンプを押す）するといった、モチベーションを高める仕組みづくりも必要である。

(カ) 市民参加型学習プログラムの創意工夫と充実

○学んだことが先につながっていく、あるいは何かの役に立つかもしれないという実感を得られるような事業の見せ方の工夫、講座の作り方・進め方の工夫があると、市民主体の活動につながっていきやすい。

○学習プログラムの企画に際しては、自分で課題を見つけ出していくおもしろさや楽しさ、自分も役に立つことができると感じられる学習プログラムの組み方が必要である。講義型だけでなく、フィールドワーク*31 やワークショップ*32 を行って、参加者とのやり取りをしながら反応を引き出していくような構成があると市民参加のまちづくりにつながっていく。

○市民の地域活動につなげていく人づくりの講座を実施するのであれば、講師の選定が重要である。参加者を地域の活動につなげていく力量を有する講師の情報を数多く収集していくことが多様な学習プログラムの実践につながる。

○美術館で行った市民が選ぶ絵画のベストテンの企画展のように、展示においても市民参加型の企画を織り交ぜていくことができるとよい。

(2) 人のつながりを生み出していく社会教育施設

(ア) 社会教育施設、学校、市長部局、様々な団体等との連携

- 社会教育施設から、個別に各施設の事業開催のお知らせ等の情報は発信されているが、市民に情報が行き届いていない。社会教育施設相互や学校、市長部局等との連携を図り、相互のネットワーク化を図ることが重要である。
- 学校図書館の充実とともに子どもたちが市立図書館も利用していくことができるように、学校図書館ボランティア活性化委員*33をはじめとした様々な団体と連携・協力しながら進めていけるとよい。
- 様々な市民活動団体やサークルがあるが、それぞれが個別に活動している。様々な活動団体やサークルが、施設利用や活動内容に応じて、相互に交流や情報交換できる機会を設けていくことも必要である。
- 地域の活性化につなげていくため、子どもから年配の方まで、施設を利用する多世代が相互に交流できるイベントや場を積極的に設けていくことが必要である。
- 生涯学習センターのABCプラン*34などで学んだ市民講師が、コミュニティセンターや福祉施設等で活躍している。生涯学習センターとコミュニティセンター、福祉施設、学校等との間で、市民相互の学びの連関が徐々に進みつつあり、この取り組みを継続し充実させていくことが重要である。

(イ) 双方向性を有するソーシャルメディア*35等を活用した積極的な情報発信

- 紙媒体のチラシやポスターを電子データ化しSNS*36等で発信していくなど、紙媒体を見る機会の少ない対象者層にも訴えかける工夫が必要である。
- SNSなどの双方向性の媒体は、上手な使い方を行うことで、社会教育や生涯学習を広げていき、新たな人のつながりを生み出していく可能性を有している。社会環境の変化にいかに対応をしていくのかは社会教育の課題でもあり、その活用の仕方を検討する必要がある。
- 社会教育施設に限らず、市の中でも、様々な部門間の連携が取れておらず、市民がイベントや講座などの情報を知らなかった、分からなかったといった声をよく聞く。例えば、子育て世代を対象とした「すかりぶ」*37のように、訴求する対象が明確である場合には、積極的に連携を取って対象者への情報発信を進めていくことが必

要である。

(3) 市民が安心して利用・活動することのできる社会教育施設

(ア) 安心できる利用環境・学習環境の整備

- 市民がアクセスしやすく、誰もが利用しやすいバリアフリー*38の施設環境を目指していく姿勢は重要である。例えば、美術館や博物館では、スマートフォンや iPad を使って、展示に触れあうことができるようなハンズオン*39の機会が増えると障害を抱えている方にも、もっと楽しんでいただける施設になっていくのではないかと。
- 各施設の保全計画に基づいた施設保全、防災計画に基づいた防災訓練の実施は着実に実施する必要がある。
- 社会教育施設は、例えば他都市の図書館などにみられるラーニング・コモンズ*40のように、市民が一日そこで過ごしたいと思ひ、主体的に深い学びにもつなげていくことができるような学びの環境も参考にすべきである。

(イ) これまでの常識やイメージを変えていく意識と試行

- 自然・人文博物館は、これまで未就学児を連れて行きづらいイメージがあったが、近年は、学習目的の人が利用する施設というイメージを払拭し、気軽に入館できるよう、従来飲食禁止としていた館内において景色の良いラウンジを飲食可能スペースとして開放する取り組みを行っている。これにより、幼児を連れた家族の来館者も増加しており、市民の博物館に対するイメージは変わりつつある。こうした取り組みは、引き続き、継続していくことが大切である。
- 展示のあり方あるいは施設の案内など、職員が日常業務の中で半ば常識と考えてしまっている意識、市民の側からみて分かりにくい部分について、初めての来館者の目線で検証を行い、常に改善していく意識をもつことが大切である。
- 図書館は、一般的に静かな方が良いと思っている利用者が多いが、施設の一部を来館者の意見交換や話し合いのできるスペースとして利用することもできるようにし、個人の学習だけでなく、学び合いができる学習環境も設けていくことを検討していてもよいのではないかと。
- 博物館や美術館などの常設展や企画展について、資料を破損せず、著作権等に抵触

しない範囲で、スマートフォンなどでの写真撮影を認めたり、SNSを活用し双方向で情報をシェアできるようにするなど、より一層来館者や市民が楽しむことができる工夫を重ねていくことを期待する。

- 学芸員がいろいろな場に赴いて、レクチャーを行っていくことができればそれが一番であるが、学芸員の人数にも限りがあり、全てのケースで市民や学校等からの要望に対応することは困難である。例えば、YouTubeなどで、美術品の見方をレクチャーするなど、学芸員が専門的な内容について、動画配信するといったようなことができれば、より多くの方に共有（シェア）してもらえるようになる。博物館や美術館のポテンシャル（潜在的な力）も上がっていくことも期待できる。
- 話がおもしろかったり、特徴のある学芸員がいたりすると、その学芸員のファンが生まれるようになる。その学芸員に会いに行くという現象も出てきて、別の形で魅力が生まれてくるのではないか。時間とお金をかけずに、施設やその事業内容が充実していくように、より有効な人的資源の活用策を検討すべきである。
- 各社会教育施設は、管理運営上行っている規制を柔軟に対応できる部分は柔軟に対応し、現場の職員が運営しやすい方策を探していくことが重要である。専門性をもった学芸員と一般の職員との価値観をミスマッチさせずに、収めていく努力が必要である。規制を緩やかにして、できるだけ現場が柔軟に運用できるように任せていくことが大切である。

（ウ）社会教育施設と指定管理者制度について

- 生涯学習センターは施設のハード面の管理だけではなく市民大学の企画運営等といったソフト面の運営を含め指定管理者制度によって管理運営されている。指定管理者の選定は公募制で指定管理期間は4年間である。社会教育施設の運営においても経費の削減が求められることは当然であるが、社会教育の質が担保されることが前提である。また、「人づくり」を行う社会教育は長期にわたり継続的に実施することが必要である。4年を指定管理期間とする現行の運用では長期的な事業計画を立てることは困難であるため、今後指定管理期間の延長も検討されたい。
- 生涯学習の拠点施設である生涯学習センターが経費の議論のみでその本質的機能を弱体化させていくことは横須賀市にとってはかえって損失となる。今後、指定管理者制度による管理運営の適否、4年の指定管理期間の適否についての見直しは必要である。平成30年度から始まる新たな指定管理期間中における生涯学習センターの管理運営については生涯学習課が指定管理者と十分な連携を図り質の維持と向上を図ることが重要である。

参考

●社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（一部抜粋）

（平成20年5月23日衆議院文部科学委員会）

「一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に应运っていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること」

●社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（一部抜粋）

（平成20年6月3日参議院文教科学委員会）

「一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に应运っていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、適切な管理運営体制の構築を目指すこと」

（４）社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援

（ア）学校教育との連携、子どもたちへの学習支援

- 興味関心をもった子どもたちが自発的に社会教育施設を個人で利用できるように、学校教育と連携し、それを支援していく仕組みを作っていくことが重要である。
- 社会教育施設では、人やモノや教材が動いていくことを具体的に想定しながら、施設相互の連携を考えていくべきである。美術館の収蔵資料を教材化したアートカードの取り組みは、学校教育との連携を考える上で好事例である。博物館などでも活用していくことを検討されたい。
- 子どもたちの自学・自習を進める中で、学芸員の専門分野や学芸員に相談できる内容等の情報が、学校や保護者等に届けられるよう、必要な情報発信が必要である。
- 図書館に関しては、市立図書館司書と学校司書*41との交流・情報交換の機会が少なく、継続的な学校との連携ができていない点が課題であるので、情報共有の場を徐々に設けていくことができるとよい。

（イ）学習相談・レファレンスの充実

- レファレンスとは学習相談の一種であり、図書館だけの機能と考えることが必要である。学習相談は、生涯学習センター、図書館、博物館、美術館など各社会教育施設に共通した市民の学習活動を支援する重要な役割である。各施設の特徴に応じたそれぞれの学習相談の行い方がある。各施設でどのような支援ができるのかを具体的に検討していくことが必要である。

(ウ) 学びの連関を踏まえた学習計画の立案・実施

- 社会教育は、ただ活動の場所を提供していればよいというものではない。学習教材や施設、必要課題や要求課題など学習ニーズを踏まえ学習計画を立案・実施できる職員や人の存在が重要である。
- 市民サービスの向上につながる他市町村などとのネットワーキングは、戦略的に市として積極的に取り組んでいくべきである。
- 全国的に博物館等では、資料を収集しても、学芸員等の専門職員の世代交代があり、その保存・管理が難しくなっている現状がある。持続可能な博物館活動につなげていくことが課題であるが、利用者の中で、研究的なことに関心のある方に、館のボランティア活動に参加していただく機会を設け、より発展的な学びの機会を提供するとともに、館の教育普及の一翼を市民にも担っていただくとという市民協働の視点も大切である。
- 横須賀では、学びの成果の活用は生涯学習センターだけでなく、様々な社会教育施設において取り組んでいる。それをさらに進めていくことで、様々な方面に利用者や学習者はつながっていくことができる。学びの環境づくりや市民一人一人の感性を高めていくことは、社会教育において重要である。

(エ) 学芸員・司書等専門職員の活動の「見える化」、情報発信

- 学芸員、司書、社会教育主事など、社会教育の専門的職員が行っている日常業務や研究活動を SNS などで積極的に発信するなど、社会教育施設を市民や利用者身近に感じてもらえるように積極的に PR していくことが必要である。
- 各学芸員の専門分野を「見える化」し、学校教育等で活用できるような手段を講じていくことが必要である。

(オ) 社会教育の専門的職員を目指す学生等への教育支援

○社会教育施設は、教育施設であることから、将来、社会教育施設で活躍を目指す学生等が各現場において様々な実践経験を積むことができるように、博物館実習*42や社会教育実習*43などを積極的に受け入れ、必要な教育支援を行っていくべきである。

2. 学びを支援する社会教育施設に求めること

上記の学びを支援する社会教育施設に求める要素を踏まえ、横須賀の社会教育で大切にすべきことを以下のとおり整理した。

- ① 社会教育施設は、市民主体の学習の場であり、市民との協働の場である。社会教育施設の職員は、市民の様々な学習や学習活動をサポートする役割を担うものである。
- ② 社会教育施設は、誰もが、安心して利用、活動できる施設である。子ども、高齢者、障害のある方など、すべての市民が利用しやすい場を提供するものである。
- ③ 社会教育施設の職員は、学習している市民を次の学習機会や学習の場につなげていくことができるように、学習プログラムの立案、学習情報提供、学習相談など、必要な教育的支援を行うものである。また、新たに学びたいと思っている市民への必要な学習支援も重要な役割である。
- ④ 社会教育施設において、これまで行ってきた日常業務や職員のあり方など、すべての面にわたって、絶えず振り返る意識をもち、改善に向けて取り組むべきである。
- ⑤ 学芸員、司書、社会教育主事など、社会教育における専門的職員の「見える化」を進めるとともに、SNS等の新たなメディアも活用しながら、社会教育施設が、相互に連携した情報発信の充実に努めるべきである。
- ⑥ 社会教育施設は、地域の資料を収集し、研究を重ね、将来に引き継ぐために保存するとともに、市民の学習活動に活用するものである。
- ⑦ 社会教育施設における指定管理者制度のあり方は、社会教育の安定的な継続性を担保できることが前提であり、それは不可欠である。

5章 社会教育委員が果たす役割

2章から4章で整理したことを横須賀の社会教育現場において具現化していくために社会教育委員が果たす役割について整理するとともにその役割を果たしていくための今後の活動の方向性を以下のとおり検討した。

1. 社会教育委員が果たす役割

(ア) 社会教育委員として主体的に何ができるか

- 社会教育委員の役割は、定例会をやって終わりということではいけない。会議に出席して与えられた課題に対して意見を言うだけではなく、個々の活動の中から社会教育に関係あることを吸い上げて意見を述べていくことが重要である。
- 社会教育施設で開催するイベントや催し物について、社会教育委員が SNS など記事を作って、市民に積極的に発信していく行動や実践も役割の一つである。
- 社会教育委員会議の場だけでなく、社会教育委員が社会教育主事と一緒に地域課題を把握し、掘り下げていく努力が重要である。今後、そうした場を作っていくことが必要である。

(イ) 市民と行政をつなぐ役割としてできること

- 社会教育委員一人一人が普段の実践や活動の中から意見を出していくことが大切である。社会教育委員は、社会教育施設などの社会教育行政が考えている方向性について、意見を出し合って、より良いものにしていくことが重要である。
- 社会教育委員は、市民と各社会教育施設とをつなぎ合わせていくようなパイプ役であるべきである。社会教育委員は社会教育に関わる市民として、社会教育について意見を述べていく立場にある。社会教育施設には、運営形態、地域との関わりや職員の専門性、史料の収集保存の問題等、様々な課題があるが、市民の立場から、意見を教育委員会に上げていくことが大切である。
- 社会教育委員会議での議論と現場の社会教育施設で抱える課題が共有され、両輪で動いていくことが重要である。社会教育委員が、各施設の状況を踏まえずに、意見を出していくだけでは押し付けになってしまう。現場の施設の課題をふまえ、風通しの良い意思疎通の図れる関係性をいかにつくっていくことができるかが重要である。

○各社会教育施設の現場で課題になっていることを、社会教育委員が取り上げて、課題解決に向けた意見を教育委員会に提言していくことが重要である。各施設の現場が、これ以上疲弊していかないように、影となっている部分を表に出して、それを解決する方策について、市や教育委員会で検討していってもらえるように、社会教育委員から声を上げていく必要がある。

2. 社会教育委員の活動の方向性など

上記で整理した社会教育委員の役割を果たすための今後の活動の方向性などを以下のとおり整理した。

(1) 社会教育委員の「見える化」

社会教育委員が、自分たちの存在が市民から見えるように活動を行うこと、社会教育委員自身はその役割を十分に理解することが必要である。そのためにも、教育委員会と意見交換を行う機会をもつことが重要である。

(2) 社会教育委員の「心得」

自ら行動する社会教育委員を目指して、社会教育委員は、次の8つのことに留意する。

- ① 地域の実情に詳しくなる
- ② 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾ける
- ③ 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加する
- ④ 研修会に参加して、ネットワークを広げる
- ⑤ 社会教育委員同士で情報を交換する
- ⑥ 他の委員と協力して、地域の課題と向き合う
- ⑦ 行政の担当者と情報交換・意見交換を図る
- ⑧ 無理をせず、できることから行動に移す

(3) 社会教育委員の「職務」

- 社会教育に関する計画を立案する
- そのために必要な調査研究を行う

〔具体的活動例〕

- ① 社会教育施設の視察、職員への聞き取り
- ② 住民や利用者への実態調査・意識調査
- ③ 社会教育施設等で行っている利用者へのアンケート結果の検討・分析

全体の総括

以上の検討結果をもとに、横須賀市社会教育委員会議は、「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方について」、以下の7点を重視すべき柱として取りまとめ、教育委員会に提言を行う。

重視すべき7つの柱

1. 横須賀の社会教育は、社会におけるすべての人に多様な学習の機会と場を保障する。
2. 横須賀の社会教育は、市民が主体的かつ継続的に学習活動を行うことができるように、様々な学びの場や環境の充実に取り組む。
3. 横須賀の社会教育は、学習した市民が次の学習機会や学習の場へとつながることができ、さらに学んだことを生かして様々な活動に展開していくことができるように、学習情報の提供や学習相談等、教育的支援の充実に図る。
4. 横須賀の社会教育は、学びを通じて市民が活躍できる地域づくりを目指す。
5. 横須賀の社会教育施設は、市民の財産である地域資料を調査研究の上、保存し、将来に継承していく責務を果たす。また、その調査研究の成果を市民への学習支援に還元する。
6. 横須賀の社会教育施設やその専門的職員及び社会教育委員は、その業務や活動について、「見える化」を図るとともに、各社会教育施設が相互に連携し、市民への柔軟かつ積極的な情報発信に取り組む。
7. 横須賀の社会教育委員は、各自がその役割を認識し、市民と社会教育行政との橋渡しの役割を担う。

◎横須賀の社会教育及び社会教育施設は、この「重視すべき7つの柱」を基本として、様々な学習者、各社会教育施設の利用者、さらには市民全体に向けて、社会教育及び生涯学習の裾野を広げ、「知の循環型社会」*44へとつながるように、その推進に努めていくことを求めるものである。

おわりに

平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、社会教育が抱える全国的な課題、横須賀市の社会教育や社会教育施設が抱える課題などを基に、今後の「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方」について、合計 8 回の会議を開催し審議を重ねてきた。

この提言では、日本の社会教育において、今後も大切に考えていくべき理念と多様化する現代社会の中で、様々な市民ニーズに柔軟に対応していくために重視していくことを織り交ぜ、今後の横須賀の社会教育が進むべき方向性を記した。この提言に示した今後の方向性は、『教育振興基本計画*45 第 3 期実施計画（平成 30 年度～同 33 年度）社会教育編』のなかに反映されており、社会教育行政や社会教育施設には当計画に基づいた具体的な検討・実施を求めたい。

なお、社会教育施設においては、教育を目的とする役割だけでなく、県外や市外に向けての観光面での役割や地域コミュニティの役割など、様々な市民ニーズの中で新たな役割も期待されている。特に、観光面での新たな期待に対しては、様々な関係機関と連携を図り、その振興を図っていくことが必要である。本提言は、社会教育施設へのそうした新たな役割を否定するものではなく、横須賀の社会教育に関わる市民、行政、施設が、今後も社会教育に関わっていく上での「核」となるべき考え方の拠り所を示したものである。

社会教育の特徴は、市民相互の学び合いであり、社会教育施設は、市民が学び、それを生かして活躍することができる「市民が主役」の施設である。加えて、地域全体で子どもたちを育てていく上で、学校と協働した社会教育への役割は大きい。横須賀市を取り巻く様々な情勢から、観光面で集客性を高める工夫は必要ではあるが、一方で社会教育の本来の役割である市民や地域の子どもたち一人一人にとって新たな発見や様々な気づきがあり、成長することができ、自己形成につながる「人づくり」の施設であり続けることを社会教育施設は忘れてはいけない。また、社会教育施設は、学びを通じた「仲間づくり」の場であり、市民の連帯の場でもある。

こうした社会教育の原点を社会教育に関わる施設は、今後も大切にしていきながら、各施設が相互に連携を図り、市民に多様な「学びを届ける」という新たな視点で、様々な工夫や試みに取り組んでいくことを期待するものである。

本提言を基に、本市の社会教育や生涯学習が、より市民に身近で、市民に親しまれるものにつながっていくことを切に願う。

用語解説

用語は、次のとおり分類のうえ、表記した。

- … 全国共通の用語
- ▲ … 全国共通の用語であるが、横須賀独自の解釈も加えている用語
- … 横須賀独自の用語

番号	用語	解説
* 1	● 社会教育	学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。（ここでは、地方公共団体の任務としての社会教育をいう） (社会教育法第1条、第2条に基づく)
* 2	▲ 社会教育施設	社会教育の活動によって、人々の学習活動を支援する施設。本提言では、生涯学習センター・図書館・博物館・美術館の他、社会教育事業を行う市民部のコミュニティセンターも社会教育施設として捉えるものとする。
* 3	● 指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（指定とは行政処分であり委託契約ではない）制度。
* 4	■ 地域自治活動センター	市民に自治活動の場を提供するために設置された施設。
* 5	■ コミュニティセンター	地域コミュニティ活動の中核となり、地域活動、文化活動やスポーツ活動などに市民が自主的に活用する場。本市においては、主に旧地域自治活動センターと旧公民館からなり、主に旧公民館で学習の場および各種講座や教室などの社会教育事業を定期的に行っている。市内22か所に設置。 (コミュニティセンター条例に基づく)
* 6	● 社会教育主事	都道府県および市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的教育職員。社会教育主事は、社会教育を

		<p>行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。また、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じ、必要な助言を行うことができる。</p> <p>(社会教育法第9条の2、同法第9条の3、教育公務員特例法第2条に基づく)</p>
* 7	▲ 社会教育委員	<p>都道府県及び市町村に設置される非常勤の特別職公務員。社会教育委員は、合議制ではなく、独任制の機関であり、その職務は、社会教育に関し、教育委員会に助言するために、社会教育に関する諸計画を立案したり、会議を開いて教育委員会の諮問に応じて意見を述べたりするほか、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるなどがある。また、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。本市の社会教育委員の定数は15名。市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者で構成される。</p> <p>(社会教育法第15条、同法第17条、同法第18条、社会教育委員条例などに基づく)</p>
* 8	▲ 社会教育委員会議	<p>社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言するために設置した教育委員会の附属機関。</p> <p>(社会教育委員会議規則に基づく)</p>
* 9	● 貸館	<p>市民が施設の室場等を利用するために提供すること</p>
* 10	■ 市民活動サポートセンター	<p>市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するために設置された施設。</p> <p>(市民活動サポートセンター条例第1条に基づく)</p>
* 11	■ 施設配置適正化計画	<p>市の様々な公共施設の約6割が、建築後30年を経過し、今後建て替えや改修などに多額の費用が必要となることから、人口減少や施設に求められる役割の変化、市の財政問題などを踏まえ、公共施設の適正な配置を実現するため行った将来構想の計画。ただし、現在はこれに変わるプランの策定を検討するため、その実施は凍結されている。</p>
* 12	● 学芸員	<p>博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他</p>

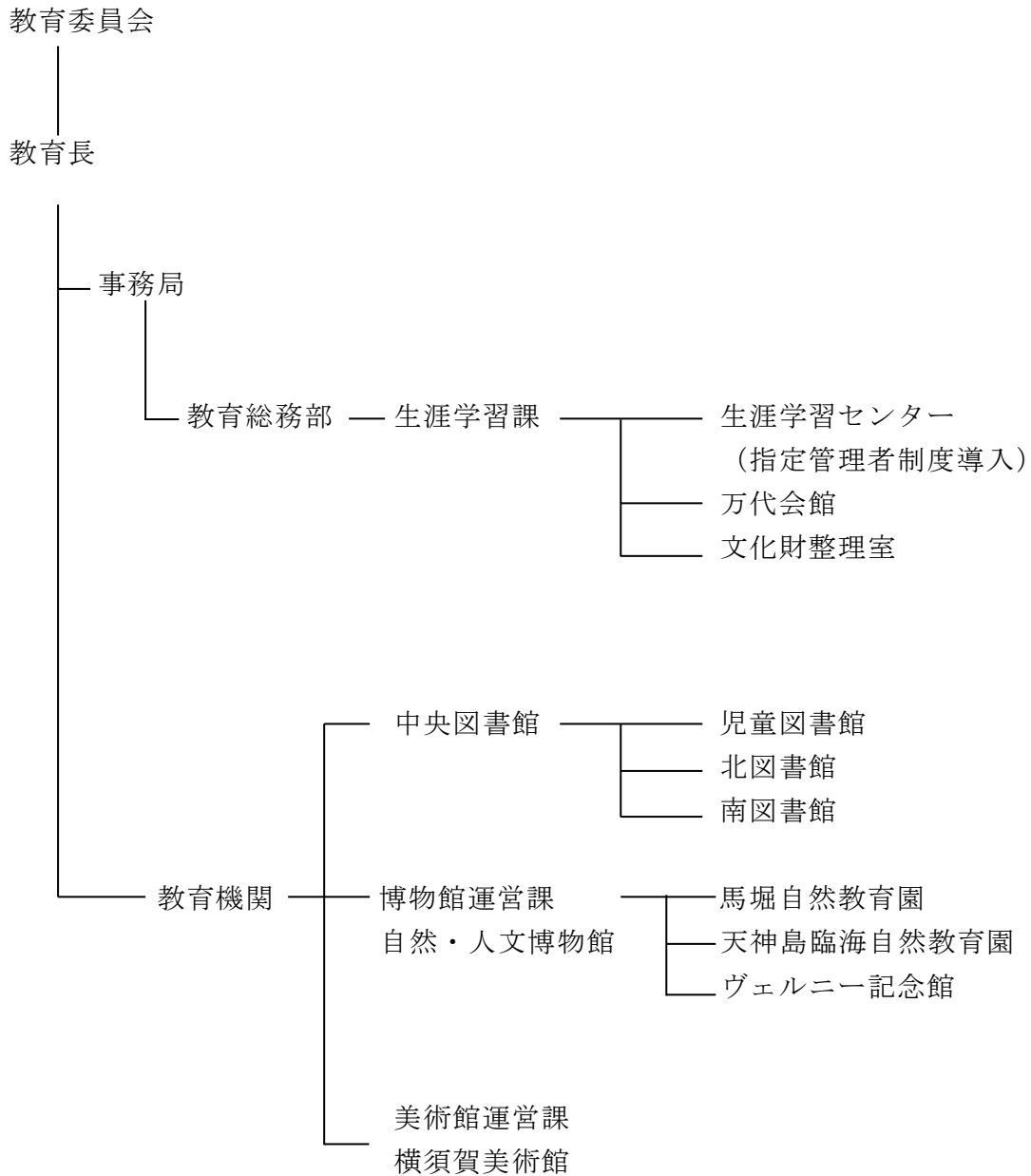
		これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員。
*13	● 司書	公共図書館等において、図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員。
*14	● レファレンス	問い合わせに対して必要な資料や情報を的確に案内すること。
*15	▲ 市民協働	市民、市民公益活動団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むことをいう。 (市民協働推進条例第2条に基づく)
*16	▲ サテライト	「本体から離れて存在するもの」を表す言葉として使われる。ここでは図書館から離れた拠点施設（サテライト館）の意味で使用している。
*17	● 教育普及	博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う。具体的には、講演会等のほか、様々な実技の会が行われる。実験の体験、工作、実物の観察会、見学会など。
*18	● 燻蒸	博物館等において、害虫による収蔵品の虫損（虫食い等）を防止するための作業。定期的に行うことで収蔵品への影響を防止する。
*19	● 地域博物館	地域住民に博物館資料を通して学習の場を保障する博物館。
*20	● 学習支援者	講師（知識・技術を教える人）、ファシリテーター（学びを促進する人）、企画立案者等の役割を果たす人のことをさす。「教える」－「教えられる」（「指導者」－「学習者」という関係ではとらえきれない、様々なスタイルで学習を支援する人たちのことをいう。
*21	● 要求課題	学習する側が積極的に学んでみたいと思うニーズ。
*22	● 必要課題	学習する側が、自発的に学びたいとは思っていなくても、地域や社会の問題で避けることができず、学

		ぶ必要性が高いもの。
*23	● 教育を受ける権利	日本国憲法第26条第1項に基づき、国民が国に対して要求できる基本的人権の1つとされ、社会権に属している。
*24	● 学習権	教育主体の権利に対して、学習する主体の自発性、能動性に注目し、この面から教育に関する権利をとらえて学習権という。
*25	● 教化	人を教え導き、また、道徳的、思想的な影響を与えて望ましい方向に進ませること。社会教育は、戦時中、国民への教化や思想統制の性格を強めていった。その反省から、戦後の社会教育は、干渉や統制することを避け、社会教育を行う団体の自主性を尊重する。
*26	● アクティブラーニング	学習者が受動的となってしまう学習機会ではなく、能動的に学ぶことができるような学習方法。
*27	● デジタルアーカイブス	博物館・美術館・公文書館や図書館の収蔵品を始め有形・無形の文化資源（文化資材・文化的財）等をデジタル化して記録・保存を行うこと。
*28	● アウトリーチ	普段、施設に足を運ぶことができない方等の潜在的ニーズに応じていくため、公共施設等が施設外に出張して様々な活動及びサービスを行い、必要な支援を届けること。
*29	● NPO	‘Nonprofit Organization’の略。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。
*30	● 指導主事	都道府県および市町村に置かれる専門的教育職員で、学校教育に関する専門的事項の指導を行う指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない、とされる。 (教育公務員特例法第2条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に基づく)
*31	● フィールドワーク	野外等で行う実地学習。実地において観察、聞き取り、調査などを行いながら学習する。
*32	● ワークショップ	「工房」「作業場」など協働で仕事を行う場を表す

		言葉。教育研修の手法としては、参加体験型グループ学習を意味する。
*33	■ 学校図書館ボランティア活性化委員	横須賀市PTA協議会が、市内の学校図書館がより良い環境になることを目指し、学校図書館ボランティア活性化委員会を設置。委員会の委員は、毎年各学校にてボランティア活動をしている会員から募集し、2か月に1回、定例会を開催。主な活動内容は、委員間の情報交換、ボランティア向けの講習会、学校図書館ボランティアに関する情報発信、学校間の交流のサポートなど。
*34	■ ABCプラン	「Yokosuka まなび情報」に登録する経験の浅い登録講師が、講師デビューすることができるように支援していく学習成果地域活用事業。
*35	● ソーシャルメディア	SNS、ブログ、簡易ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。
*36	● SNS	ソーシャルネットワークサービスの略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。フェイスブック、ツイッターなど
*37	■ すかりぶ	横須賀市と横須賀商工会議所、市内事業者が一体となって、市内 在住の「結婚・子育て世代」の方々に、横須賀に住んでよかったと思われるような環境づくりと、魅力あるサービスを提供していく、「まちぐるみ定住応援事業」の愛称。フェイスブックなどでの情報発信を行っている。
*38	● バリアフリー	障害者や高齢者が暮らしていくうえでの障害を取り除き、すべての人が暮らしやすい社会環境を整備していく考え方のこと。
*39	● ハンズオン	体験型の学習方法の一種。実際に手で触れるなどの体験を通じて、より理解を深めることを目的とする。博物館や美術館の展示物に触れるなどの例がある。
*40	● ラーニング・コモンズ	情報通信環境が整い、自習やグループ学習用の設備が用意され、相談を行うことができる開放的な学習空間のことをいう。大学図書館等で設置されている事が多い。
*41	■ 学校司書	学校図書館で専門的業務に従事する司書。学校図書

		館法では司書教諭をおくこととされ、教員ではない場合は、学校司書と呼ばれる。
*42	● 博物館実習	学芸員の資格を取得するために必要な必修科目。博物館実習は、博物館法施行規則第1条に基づき、大学において修得すべき博物館に関する科目の一つとされており、登録博物館又は博物館相当施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとされている。
*43	● 社会教育実習	社会教育主事の資格を取得するために必要な選択必修科目。教育委員会及び社会教育施設等において実習を行う。社会教育主事養成の見直しにより、2020年4月から、社会教育実習が「選択必修」から「必修」に変更される予定。
*44	● 知の循環型社会	平成20年2月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会。
*45	▲教育振興基本計画	教育基本法に示された理念の実現と、国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。また、同条第2項において、地方自治体も国の計画を参考に、地域の実情に応じた基本計画を作ることが努力目標とされる。横須賀市教育振興基本計画は、平成23年度からの11年間を計画期間とし、これを3年・4年・4年の3期に区分し、それぞれ実施計画を定めている。平成30年度から同33年度までの4年間は、第3期実施計画の期間にあたり、最終の計画期間となる。

組織図（社会教育事業所管課及び施設）



この他、教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、その権限に属する社会教育に関する事務の一部を市民部長に委任し、市民部のコミュニティセンター（市内22か所）で社会教育事業を実施する。

社会教育委員名簿

(平成 29 年 4 月 1 日時点)

No	氏名	区分	所属等
1	秋山 勝義	社	衣笠コミュニティセンター 代表
2	阿部 敏博	社	横須賀市PTA協議会 代表
3	石原 新治	学	大津小学校 校長
4	白井 正樹	識	神奈川県立保健福祉大学 教授
5	小畑 克	市	市民公募委員
6	菊池 匡文	社	横須賀商工会議所 代表
7	小林 純子	家	横須賀市母親クラブ連絡協議会 代表
8	佐久間 和世	市	市民公募委員
9	志村 直愛	識	東北芸術工科大学 教授
10	高橋 享子	学	馬堀中学校 校長
11	長島 一郎	社	久里浜コミュニティセンター 代表
12	梨本 加菜	識	鎌倉女子大学 准教授
13	蛭田 道春	識	大正大学 名誉教授
14	松本 敬之介	社	横須賀市子ども会指導者協議会 代表
15	渡辺 孝夫	市	市民公募委員

(50 音順)

(区分欄)

「市」…市民公募、「学」…学校教育関係者、「社」…社会教育関係者、「識」…学識経験者、「家」…家庭教育の向上に資する活動の関係者

社会教育委員会議 審議経過

年度	回	開催年月日	審議事項等
平成 28年度	第1回	平成28年5月30日	・ 審議テーマの検討について （「横須賀の社会教育、社会教育施設のあり方について」に決定）
	第2回	平成28年10月6日	・ 審議骨子の検討
	平成28年11月30日		社会教育施設への調査①（文書照会） …44頁 ・ 各社会教育施設で行う既存事業について
	第3回	平成28年12月26日	・ 審議骨子の検討
	第4回	平成29年3月24日	・ 審議骨子に対する内容の検討
平成 29年度	第1回	平成29年5月25日	・ 審議骨子に対する内容の検討
	平成29年8月18日		社会教育施設への調査②（文書照会） …50頁 ・ 各施設の現場レベルで抱えている課題について
	第2回	平成29年8月31日	・ 審議骨子に対する内容の検討
	第3回	平成29年12月22日	・ 提言案の検討
	第4回	平成30年3月20日	・ 提言案の最終校正

資料：社会教育施設への調査①

平成 28 年 11 月 30 日

課長・館長 各位

社会教育委員会議長
生涯学習課長

社会教育委員会議における審議内容への調査のご協力について（依頼）

平素よりお世話になっております。

さて、本市では社会教育委員会議を設置し、社会教育に関する事項について審議を行っています。平成 28 年度から 29 年度 of 社会教育委員会議において、「横須賀の社会教育、社会教育施設の在り方について」を検討することとなりました。社会教育委員の意見をもとに論点が出され、この内容に沿って審議を進めていく予定です。この論点について、現状、横須賀市の社会教育事業の取り組みとしてどのようなことを行っているのかを整理していくため、調査をさせていただきたいと存じます。

つきましては、別紙の調査票に貴課及び貴施設の取り組み状況をご記入いただき、12 月 15 日（木）までに下記担当までメールにてご回答をお願い申し上げます。なお、いただきました回答は、今後の会議において資料として使用させていただきたいと考えております。

期日が短く、恐れ入りますが、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

<事務担当>

教育委員会生涯学習課生涯学習推進係

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL 046-822-9782（直通）

E-mail se-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

調査回答シート

◎「学び」や「学習」の定義は、講座や教室に限らず、各施設で行っている展示、教育普及事業、イベントなども含めます。平成27、28年度中の取り組みや事業で該当するものをご回答ください。

◎本調査においては、社会教育事業を実施するコミュニティセンターも社会教育施設として解釈することとします。

◎項目に対する具体的な取り組みが無い場合には空欄で構いません。

施設名(中央図書館)

項目	責課(施設)で実施している具体的な取り組み
1 現代的・地域的課題に向き合う社会教育	
2 横須賀の地域性を生かした社会教育	
3 学びの機会を保障する社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・「映像とお話」と題し、戦後・浮世絵・地層などのテーマで講師を招き、映像の放映と講義を行っている。 ・「高校生歴史講座」と題して講師を招き、市立総合高校の生徒を対象に講座を行っている。 ・学校と連携し、小・中・高の児童・生徒の職業体験の受け入れを行っている。
4 市民主体の地域づくりを支える社会教育	
5 人のつながりを生み出していく社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童サービス講座」と題し、子どもと本をつなぐ活動をしている方を対象に、絵本の選び方・読み方等の内容で講座を行っている。
6 市民が安心して活動・利用することができる社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「おはなし会」と題し、絵本の読み聞かせ・紙芝居などを行っている。 ・「えいが会」(子どもと保護者対象) ・「人形劇の会」と題し、プロによる人形劇の実演を行っている。 ・「手づくり紙芝居教室」・「手づくり絵本教室」 ・「夏休みおりがみ教室」・「夏休み囲碁教室」 ・「ネイティブによる外国語絵本の読み聞かせ」 ・「作家と遊ぼう」と題し、絵本作家によるワークショップを行っている。 ・「夏休み宿題フェスティバル」と題し、工作教室や理科実験DVDの上映等を行っている。
7 社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援	
その他	

調査回答シート

◎「学び」や「学習」の定義は、講座や教室に限らず、各施設で行っている展示、教育普及事業、イベントなども含めます。平成27、28年度中の取り組みや事業で該当するものをご回答ください。
 ◎本調査においては、社会教育事業を実施するコミュニケーションセンターも社会教育施設として解釈することとします。
 ◎項目に対する具体的な取り組みが無い場合には空欄で構いません。

施設名（横須賀市自然・人文博物館）	
項目	実課（施設）で実施している具体的な取り組み
1 現代的・地域的課題に向き合う社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館は、横須賀の自然と歴史についてのさまざまな課題に関する展示・講座・講演会・野外観察会等の行事を年間60以上開催している。 ・行事の実施にあたっては、その一部を大学、研究機関、市の関連部局、社会教育施設、市民活動団体等と連携を図りながら開催している。
2 横須賀の地域性を生かした社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・市立の博物館であることから、横須賀の自然・歴史についての資料収集と調査・研究を踏まえた展示教育普及活動が原則である。 ・歴史部門では、日本の近世～近代において横須賀が果たした重要な役割を広く知ってもらうための展示や講座を中心に開催しており、さらに所蔵する国指定重要民俗文化財なども積極的に公開している。 ・自然部門では、天神島臨海自然教育園や馬堀自然教育園など付属施設を効果的に活用し、横須賀の自然の魅力を知ってもらうための展示や参加体験型を中心とした行事を開催している。
3 学びの機会を保障する社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・コミセンばかりでなく、町内会や任意団体等からの依頼に対しても学芸員が出張講演をおこなっている。 ・横須賀の自然や歴史について、入門講座から専門的な高度な内容まで、各段階の学習欲求レベルに対応した講座を開催している。
4 市民主体の地域づくりを支える社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・地域商店街のイベントとコラボした企画を実施している。 ・各地域の振興イベントなどへの講師派遣や資料の貸与などをおこなっている。 ・市内研究団体・学習団体への指導・助言をおこなっている。
5 人のつながりを生み出していく社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> 自然・人文各部門で多様な学習欲求に対応した講座を開催していることから、受講生のなかから任意の研究団体や学習団体が組織されており、活動に際しては学芸員が指導・助言をおこなっている。
6 市民が安心して活動・利用することができる社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館は学習目的の人が利用する施設というイメージを払拭し、気軽に入館できるよう、本来飲食禁止である館内において景色の良いラウンジを飲食可能スペースとして開放している。これにより、幼児を連れた家族の来館者も増加している。 ・夏休みには、子ども向けの頃から博物館に親しめるよう、さらには家族でも参加できるような参加体験型の9行事を実施している。 ・図鑑やまんが歴史など自然や歴史に関する収蔵図書資料の一部を、図書コーナーを設置して自由に閲覧できるように公開している。
7 社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 博物館は研究機関でもあり、学芸員がおこなう高度で専門的な調査・研究の結果を市民に還元するため、展示や講座を開催し、研究報告などを刊行している。また、市内の研究団体や学習団体への助言・指導のほか、専門的内容に関する研究・学習相談にも随時対応している。 ・学校教育に関しましては、小中学校の授業内容に対応した学習機会を設定し支援しているほか、出前授業や資料の貸し出し等をおこなっている。また、総合の学習に関する支援や、自由研究の相談対応なども随時おこなっている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな課題の解決に必要な専門的知識の蓄積をめざした調査と研究の推進。 ・接遇能力の向上をめざした館内職員研修の実施と実践。

調査回答シート

⑧「学び」や「学習」の定義は、講座や教室に限らず、各施設で行っている展示、教養普及事業、イベントなども含まれます。平成27、28年度中の取り組みや事業で該当するものをご回答ください。
 ⑨本調査においては、社会教育事業を実施するコミュニティセンターも社会教育施設として採算することとします。
 ⑩項目に列挙する具体的な取り組みが無い場合は空欄で構いません。

項目	費課(施設)で実施している具体的な取り組み	施設名(横須賀美術館)
1 現代的・地域的課題に向き合う社会教育		
2 横須賀の地域性を生かした社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀、三浦半島ゆかりの作家をとりあげた「嶋田しづ・磯見輝夫展」(H27)、「川田祐子展」(H28)を開催。またアーティスト・トークなど関連事業を開催。 ・横須賀製鉄所(近船所)創設150周年を記念し「浮世絵にみるモダン横須賀&神奈川」展及び特別展示「横須賀宮庭」を開催(H27)し、より深い理解を促すための講演会、ワークショップを開催。 ・所蔵品展示室で、年4回展示替えを行いながら、横須賀ゆかりの作家でありコレクションの核である「朝井閑右衛門」「谷内六郎」を紹介。 	
3 学びの機会を保障する社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、6回の企画展、4回の所蔵品展、谷内六郎展を開催し、それに関連してワークショップ、講演会などを行った。 ・横須賀市立全保育園について、保育課と連携しながら、学芸員の「出前」及び保育園児が来館する「遠足」をセットにした「保育園鑑賞会」を開催。 ・横須賀市立の全小学校6年生が1年に1回美術館に來館し鑑賞する「小学生美術鑑賞会」を開催。 ・障害児者を対象としたワークショップ「みんなのアトリエ」を年12回開催。 ・障害をもった方も参加できるワークショップ及び福祉社に関連して海外の先行事例を紹介する講演会を年1回ずつ開催。 	
4 市民主体の地域づくりを支える社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館ではボランティアの方々の立案、運営による市民参加型イベントを年3回開催し、週1度の所蔵品展の作品解説や小学校鑑賞会のカボットを行うってもらっている。その支援のため、職員がSNSの活用による情報共有や、学芸員による研修、資料提供を行っている。 	
5 人のつながりを生み出していく社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの方々は、意見交換や日々の活動を通じて交流し、美術館主催ではない地域のイベントも共に開催している。 ・博物館、図書館、生涯学習課との連携を通じて、相互の事業を開催し、幅広い方々に参加していただいている。とりわけH27は「長瀬太の脳内地図展」で図書館と、H28は「自然と美術の標本展」で博物館と連携し学芸員同士の交流、共同した関連事業の開催や取蔵資料の借用を行った。 ・様々な世代が交流でき、楽しめるイベントとして「みんなで遊ぼう!タンポールブロック」を芝生の広場で開催した。 	
6 市民が安心して活動・利用することができる社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展「自然と美術の標本展」(H28) や毎年開催している「児童生徒徒造形作品展」を通じて、多くの子どもたちや市民の方に美術館に親しんでもらっている。 ・未就学児を預けて、美術館を楽しんでいただくため、「託児サービス」を行っている。 ・展覧会以外にも無料で参加できるコンサートや野外上映会を開催。 ・無料で利用できる美術館図書室で、調べ物をしたり、絵本を読める。 	
7 社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・H26年に市内小中学校の教員とともに開催した副学長教授用教材「横須賀美術館アートカード」について、授業案の公開、貸し出し、研修等、教員向けの情報提供を行っている。 ・毎年行っている「夏休み中学生のための美術鑑賞教室」では、身体みの宿題となっている美術館見学や美術鑑賞に該当するため、鑑賞ガイドの配布および半チャラーツアーを行っている。 ・大学生および大学院生の学芸員資格取得に必要な博物館実習の受け入れをはじめ、市内中学生の職業体験、市内および県内教職員の社会体験研修等を積極的に受け入れている。 	
その他		

調査回答シート

◎「学び」や「学習」の定義は、講座や教室に限らず、各施設で行っている展示、教育普及事業、イベントなども含みます。平成27、28年度中の取り組みや事業で該当するものをご回答ください。
 ◎本調査においては、社会教育事業を実施するコミュニティセンターも社会教育施設として解釈することとします。
 ◎項目に対する具体的な取り組みが無い場合には空欄で構いません。

施設名（生涯学習課・生涯学習センター）	
項目	責務（施設）で実施している具体的な取り組み
1 現代的・地域的課題に向き合う社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・市民大学において、現代社会や地域の様々な課題を10項目のテーマから年間50講座以上を開催している。 ＜10項目＞①家庭教育②環境保護・エネルギー問題③健康増進④憲法⑤高齢者教育⑥国際理解・平和⑦人権・男女共同参画⑧地域づくり⑨地産・地消、地域経済活性化⑩防災・被災時の対応 ・課題対応講座については、その一部を、大学、研究機関、市の関連部局、社会教育施設、NPOや市民活動団体、他施設の指定管理者等と連携を図りながら開催している。
2 横須賀の地域性を生かした社会教育	<p>市民大学では、4つの学習分野を選択できるように講座募集をしているが、その中の一つの分野を「よこすか学」として設け、横須賀の歴史、文化、自然を学ぶことのできる機会を提供している。</p>
3 学びの機会を保障する社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・市民大学では、世論の是非が分かれるような憲法や放射線のようなテーマについても、純粹に市民の学習テーマとしてその内容を学ぶことができるように講座として取り扱っている。 ・市民大学では、生涯学習センターに來館しづらい地域（西地域など）に居住の市民を対象に、コミセンの協力を得ながら出前講座を実施している。
4 市民主体の地域づくりを支える社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ・『Yokosukaまなび情報』登録講師で、経験の浅い講師の講師デビューをサポートするABCプランを通じて、市民の学習活動支援を行っている。また、地域活動サポーター養成講座などを実施し、市民の地域活動を支援する事業を行っている。
5 人のつながりを生み出していく社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・『Yokosukaまなび情報』に登録している講師やサークルの情報を収集・提供し、学びを通じて市民のつながりづくりを支援している。 ・市民大学の一部の講座では、少数限定員の講座を企画し、参加者の学びの成果の活用につながることも「知縁」による仲間づくりを日指している。また、講座終了後、実際に参加者相互のサークル化が図られた事例もみられる。
6 市民が安心して活動・利用することができる社会教育施設	<p>生涯学習センターでは、可能な範囲で学習室などの有料施設について、その使用目的や音の要件を緩和し、幅広く市民が利用することができるように改善を図っている。また、生涯学習センター図書室では、市民大学コーナーを設置し参考図書を紹介している他、ロビーにおいても文化財速報など様々な学習情報の発信を行うなど、市民が無料で利用できる施設の充実も行い、多くの方が繰り返し学ぶことのできる施設を目指している。</p>
7 社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援	<p>生涯学習センター職員が、他都市の先進事例の視察を積極的に行い、学習成果地域活用事業において独自の学習プログラムを作成し、講座として開講している。</p>
その他	<p>社会教育職員を対象とした職員研修にも取り組んでいるが、市民が求める社会教育の職員像（資質・専門性）とはどのようなものかについてご意見を頂けると、より市民ニーズに合った職員の育成や支援につなげることができるのではないかと考えている。</p>

調査回答シート

◎「学び」や「学習」の定義は、講座や教室に限らず、各施設で行っている展示、教育普及事業、イベントなども含まれます。平成27、28年度中の取り組みや事業で該当するものをご回答ください。

◎本調査においては、社会教育事業を実施するコミュニティセンターも社会教育施設として解釈することとします。

◎項目に対する具体的な取り組みが無い場合には空欄で構いません。

項目	施設名(各コミュニティセンター) 貴課(施設)で実施している具体的な取り組み
1 現代的・地域的課題に向き合う社会教育	多数のコミュニティセンターにて高齢者向けの「高齢者学級」を開いている。保健所の健康づくり課と連携。 地域活性化への取り組みとして衣笠コミュニティセンターにて「衣笠ちよっ得ゼミナール」を開催。地元商店より講師を迎え、身近なプロとして実生活に役立つ内容の講座となった。
2 横須賀の地域性を生かした社会教育	追浜コミュニティセンターでは工場見学や、逸見コミュニティセンターでは蛍の観察などの各地域の特性を生かした各コミュニティセンターで講座を開設している。 また、昨年度は横須賀製鉄所(造船場)150周年事業の一環で横須賀製鉄所(造船所)の成り立ちと仕組みや、富岡製糸場とのつながりを学んだ。
3 学びの機会を保障する社会教育	市内22ヶ所にコミュニティセンターがあり、随時講座を行っている。
4 市民主体の地域づくりを支える社会教育	多数のコミュニティセンターにて、文化祭やサークルの体験活動などのサークル主体の活動がある。
5 人のつながりを生み出していく社会教育施設	毎年高齢者学級と親子学級を開いており、長い期間をかけ参加者同士の仲を深めていただき、今後の活動につなげてもらう。
6 市民が安心して活動・利用することができる社会教育施設	幅広い市民の方に施設を利用してもらうために通常の講座対象となりづらい世代向けの講座や時期を工夫している。
7 社会教育施設の調査研究機能を生かした教育支援	横須賀市の教育委員会と連携し学習支援の一環として、「土曜寺小屋教室」を10ヶ所で開催。
その他	

資料：社会教育施設への調査②

平成 29 年 8 月 18 日

館長・課長 各位

社会教育委員会議長
生涯学習課長

社会教育委員会における調査へのご協力について（依頼）

平素よりお世話になっております。

さて、本市では社会教育委員会議を設置し、本市の社会教育に関する事項について審議を行っています。平成 28 年度から 29 年度の社会教育委員会議においては、「横須賀の社会教育、社会教育施設の在り方について」を検討しているところです。

審議において、各社会教育委員から各社会教育施設の現場レベルでの課題や問題点をより深く知り、共有したいとの意見が出されております。つきましては、各社会教育委員のこれまでの意見を基に、別紙の回答シートを作成いたしましたので、こちらにご記入の上ご回答くださいますようお願い申し上げます。

ご多忙の折、大変恐れ入りますが、8 月 24（木）までに下記担当までメールにてご回答をお願い申し上げます。なお、いただきました回答は、8 月 31 日（木）開催の第 2 回社会教育委員会議の議事の中で資料として使用させていただきます。

期日が短く、恐れ入りますが、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

<担当>

教育委員会生涯学習課生涯学習推進係
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
TEL 046-822-9782（直通）
E-mail se-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp

社会教育施設で抱える課題等について

平成28～29年度の審議テーマ「横須賀の社会教育、社会教育施設の在り方について」、これまでの審議の中で、社会教育施設の各現場レベルで抱えている課題や問題点をより共有していきたいとのご意見を受け、改めて3つの質問項目で各社会教育施設に調査を行いました。各社会教育施設の回答結果は1～3のとおりです。

(図書館・博物館・美術館はQ1～Q3まで回答。生涯学習センター・コミュニティセンターはQ2、Q3のみ回答。)

Q1	各施設で行う資料の収集・整理分類・保存管理について、現場レベルで懸念されている課題や問題点がありますか。 ある場合は、具体的にどのようなことですか。
図書館	<p>〈図書サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古文書や絵葉書、古地図などの定期的な状態確認が出来ていない。 ・恒温・恒湿収蔵庫が無いため、古文書の保存に中性紙箱を使用しているが、虫食いなどに対応が出来ていない。また、古書に詳しい職員が少なく、虫食い資料の修復の可否判断が難しい。 ・購入資料の整理分類には特に問題がないが、書架に配架するための、書架整理（書庫入れ作業、廃棄等）まで手が回りにくくなっている。 ・寄贈資料（郷土他）が多く、確認作業が新刊資料より時間がかかるため、登録作業がなかなか進まない。 ・資料収集のためリクエストを受けているが、メールでのリクエストが多く、対応に多くの時間が割かれている（メールリクエストの件数は平成28年度は13,732件）。 ・司書の世代交代が出来ていない。
博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・学芸員の業務が展示教育普及事業に加えて、外部依頼の業務とといった対外的な事項が増加傾向にある上に優先されがちになってしまっている。資料の収集にあたる調査研究、収集した資料の整理分類といった資料を扱う基礎的な業務を後回しにせざるを得なくなり、業務を行う時間の確保が困難な状況が続いている。 ・その結果、収集資料について、資料購入費が少くないという影響も加わり、市民からの寄贈資料への依存度が高まり、系統だった資料の収集などの点において課題がある。 ・資料の収蔵庫に余裕がなくなってきたり、自然部門では限界を超えており、人文部門では新規収蔵資料が収まらない状況となり、棚の導入や配置換え等を進めて、収蔵力を上げている。また、収蔵庫に入りきらない資料については、生涯学習課の支援を受けて保管しているものも存在する。しかし、生涯学習課保管の歴史資料は、その多くは将来的に博物館への移管が予定されているものであり、現在の収蔵スペースでは受け入れの限界を完全に超えており、既存の収蔵庫の改良を超えた対策を要する状況下にある。 ・資料の保存管理については、「恒温恒湿」の空気環境管理を行える資料室に限りがあり、課題がある。資料の「燻蒸」についても、予算不足から、一部の資料室に限定した作業も必要になってきている。 ・資料の保存管理については、近年、資料の画像データの利用需要が増大しているのに加え、収蔵品管理、収蔵品の保存状態の記録という観点からも画像データの台帳整備が求められていると考えると考えられるが、資料数が膨大であり、利用需要の高い資料から撮影を進めている状況である。しかし、資料撮影に割ける時間も限られており、画像付資料台帳整備は長期的な事業になる状況である。
美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・作品購入予算がなく、作品収集を寄贈に頼っている実情で、積極的な収集活動が行えず、所蔵品の充実ができないこと。 ・作品の収蔵スペース確保が次第に難しくなっていること。

G2	<p>各施設において、資料の収集・整理分類・保存管理以外で抱えている課題や問題点、懸念されている点などがあれば教えてください。</p> <p>〈図書サービス〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常業務に追われ、時間をかけての取り組みが難しい。(企画展示・レファレンス・市民協働など) ・図書館での貸出が減少し、サテライト図書室での貸出が増加していることから、配送作業に負担がかかっている。 ・継続的な学校連携が出来ていない。 <p>〈管理運営〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化が進み、営繕・修繕では追いつかない部分がある。 <p>課題や問題点、懸念は多く存在しますが一部のみ抜粋して記載します。改善は継続されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館では、他の博物館に比して多くの教育普及事業を実施しているものの、このことが広く知られておらず、施設自体の知名度が高くないという問題もあり大きな課題を抱えていると考えられます。行事数の増だけはなく、別の何等かの対策が求められていると思われませんが、解決には至っていません。また、展示の予算には特別な事業を除いて上限が設定されており、貴重資料の借用やレプリカ作成などが行い難い状況にあります。講座等の行事のみならず、展示においてもテーママまたよっては、他機関や他部局との連携を視野に入れることも有効かも知れません。 ・収蔵品管理とも関連しますが、資料の画像データの活用需要が広がっているものの、画像データ化が済んだ資料は一部に留まっており、また、高画質化への対応やデータ保存環境、閲覧環境等の整備など、多くの課題があります。 ・市内のフィールド調査に出る回数が前世代の学芸員に比して少なくなっている点が懸念されます。現在は問題が生じていませんが、将来的な発展の方向性を見据えた対応を図る必要があると考えています。 ・自然館については、開館後50年を迎えつつある現在まで常設展示の大規模更新を行っていないという課題を抱えています。 <p>・展覧会と教育普及事業が優先的な業務になってしまい、その分、調査研究が圧迫されがちで、長期的な美術館活動への影響が懸念されること。</p> <p>・指定管理者制度を導入しているが、その期間は4年間で、人づくり・地域づくり・仲間づくりを行う社会教育施設としては長期的な事業計画も必要であるが、それが成り立ちづらい。また、公募による指定管理者の選定を行っているため、指定管理者の変更も想定せざるをえず、事業の継続性の不安は常に抱えている。また、指定管理者制度を導入したことで、行政が施設利用者の声を直接聞く機会が減り、結果として市民の学習ニーズを吸い上げづらくなってきている面もある。</p> <p>・コミュニティセンター間で情報を共有する機会が少なく、(市内にはコミュニティセンターが2ヶ所あり、定期的に集まるのは困難なため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、コミュニティセンターにより講座の回数や、実施内容に差がある。
----	--

Q3	<p>各施設で、特に、この部分・この分野で市民の力を取り入れたいと考えている内容について教えてください。</p> <p>〈図書サービス〉 ・書架整理ボランティア</p>
図書館	<p>博物館では、市民からの情報提供、資料寄贈、資料整理の支援などを長年受けてきており、今後も良好な関係が続くように努めていく所存です。資料整理の支援のために、20年以上、継続的に博物館に來館され、創設から現在に至るまで市民に大きく支えられてきたにあたっては、多数の市民からの多額の寄付金が寄せられたことも設立背景にあり、近年では、博物館行事や調査研究業務への協力も頂いております。現在は、ボランティアによる「ヴェルニエ記念館説明員」制度をつくり、本年10月から年度末まで、毎週日曜日に試行的に実施する方向で準備を進めています。試行期間中は、「ヴェルニエ記念館説明員」となったボランティアの方々から現場の感想などを聞く打合せを計画しており、打合せでは、現場からの新鮮な意見や來館者の率直な需要など、今後の施設発展に向けた糧となる有益な情報が得られるものと期待しています。</p>
美術館	<p>・現在、活動している美術館ボランティアには、展示解説等5つのカテゴリの活動があり、研修等を含め、平成29年度は延べ180日以上 の活動日が予定されている。当館のボランティア活動に対する考え方は、業務のサポートよりも、ボランティア自身が高いモチベーションを持って参加できることを主眼に置いている。また、活動を拡大することよりも、息の長い活動として根付かせていくことを重視している。</p>
生涯学習センター	<p>・学習成果の地域活用観点から、市民が講座等で学んだことを地域活動や市民活動に生かしていくことができると、それを後押しする機会、場、情報提供を充実し、職員の資質向上を図る。また、様々な知識・経験・技術を有する市民が講師となり、教室や講座を通じて市民相互で学び合い新たな知識等を習得していく「知の循環」を目指していきたい。そのために、経験の浅い登録講師を支援する「ABCプラン」の充実、ABCプラン終了後、各講師やサークルが地域で活躍していただけるようにコミュニケーションセミナーや学校、福祉施設等との連携を進めていきたい。また、講座において、行政による企画運営だけでなく、市民主体で生涯学習事業の振興を図るため、市民ボランティアとして講座の企画運営にも取り組んでいきたい。</p>
コミセン	<p>・講座に参加した方々でサークルを作っていたら、積極的にコミュニケーションセンターをご利用いただく。 ・コミセン友の会（サークルで構成された会）に文化祭等の委託を行い、コミュニケーションセンターでの活動をさらに活発にしていきたい。</p>

『横須賀市教育振興基本計画第3期実施計画（平成30～33年度）社会教育編』（一部抜粋）

社会教育委員会議の提言「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方」の内容を基に、上記の計画を立案した。参考資料として上記計画（一部抜粋）を以下添付する。

4-2 社会教育編 「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」

現状と課題

横須賀市は、「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指し、社会教育施設^(注9)の環境整備や学習活動支援を行っています。

生涯学習センターは、学習の場の提供、個人の要望や社会の要請に応える多様な学習機会の提供、学習情報の収集・管理・提供、学習相談により、市民の学習活動を支援しています。図書館は、図書や資料の収集・整理・保存、市民への提供、相談を行い、市民の教養を高め、調査研究などを支援しています。博物館および美術館は、資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を行い、実物資料を通じて人々の学習活動の支援を行っています。

昨今は社会教育で学んだ成果を社会に生かす仕組みづくりが求められるとともに、市民の学習成果も適切に評価されることも必要とされています。さらに、学校教育との連携や、家庭や地域における教育力の向上のため、学校・家庭・地域の連携を推進することが重要となっています。また、学習を通じて多様な人が集い、地域活動に参加していく体制づくりや、人々が主体的に自助、共助の精神で、互いに支えあう体制づくりも求められています。これらの社会教育事業を行う職員の専門性を高めることも必要です。これらを踏まえ、社会教育における現状と課題をさまざまな観点から捉えます。

1 学習機会と学習の場の充実

市民は、少子高齢化（その結果として労働人口の減少）、AI（人工知能）の普及に象徴される科学技術の高度化、情報化、地球温暖化に伴う地球全体のさまざまな影響など、社会・経済環境が大きく変化する中で、物質的豊かさだけでなく、精神的豊かさを得ようとしています。そして、生涯を通じて健康で、生きがいを持ち、自己の充実や生活の向上のためにさまざまな学習機会を求めています。そのため、社会教育機関は市民の学習ニーズを的確に把握し、多様な学習機会を提供しなければなりません。

また、社会教育事業に重要なことは、教育基本法の目標にある「公共の精神」に基づき、主体的に社会の形成に参画する「市民」になるための「人づくり」支援の視点です。

「子ども」はもとより、子どもを育む「おとな」が個人の尊厳、正義や公共の精神などを尊重し、豊かな人間性と創造性を備えた「人間」とならなければなりません。本市においても、昨今の不安定な社会・経済情勢を踏まえ、人権を尊重するための学習、社会生活に必要な知識・技術の習得、コミュニケーション能力の向上など、「市民」としての資質や能力の向上を図る学習機会が一層求められています。横須賀市教育アンケートの結果では地域や社会に関する学習への関心は低くはありませんので、個人の生活の向上だけでなく、自らがより良い地域社会をつくる担い手となっていくような学習機会も必要です。

また、地域の人と人を結ぶことを目的とした学習活動の必要性が見直されたほか、防災・減災に関する学習や自立した高齢期を過ごすための学習など、教育委員会だけでなく他部局で実施する学習機会も大変重要になっています。

このため、本市教育委員会は、関係部局、高等教育機関、研究機関、NPO^(注58)などの市民団体、民間教育事業者が提供する学習機会の情報も提供できるように、必要に応じてこれらの団体等と連携しながら、個人の学習ニーズとともに社会の要請に基づく学習機会の提供を一層充実させていくことが求められています。

本市の社会教育施設^(注9)である生涯学習センター、図書館、博物館、美術館および地域に最も身近で、社会教育事業も行うコミュニティセンター^(注71)においては、「生涯学習社会」の構築を目指すため、学習活動を行う場と多様な学習機会の提供を行うだけでなく、学校・家庭・地域が連携するための地域の学習活動拠点施設として環境を整備し充実していくことが必要です。さらに市民の多様な学習活動支援を行うため、施設職員の専門性を高めていくことが求められています。

2 学びの成果が生かせる社会

社会教育には学習者自身が学習した成果を多様な場で生かせ、それがボランティア活動や地域の発展につなげていくことも求められています。さらに学習成果を社会に生かしたことが、適切に評価されることが必要とされています。地球温暖化などの環境問題、貧富格差拡大などの経済問題など、グローバルなさまざまな問題が深刻化する中、人間・社会・環境・経済の共生を目指す循環型社会へ転換することで、「持続可能な社会」を構築することが求められています。学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することで社会全体の教育力の向上を図る「知の循環型社会^(注75)」は、この「持続可能な社会」の基盤になると考えられています。そのため本市では、地域住民が進んで地域で活躍できるように、社会教育施設などで活動するボランティアを養成します。

また、市内で講師やサークルの活動を行っている市民が、地域や学校などで学んだことを生かしていくことができるように、それらをつないでいくコーディネート機能を高め、地域教育力の向上を目指します。学習成果を地域の多様な課題解決に生かすためには、行政内部においても、関係部局との連携が求められています。

3 家庭や地域における教育力

現代は核家族化、少子高齢化がさらに進行し、地域におけるつながりの希薄化が顕著となり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。家庭は、子どもの教育における第一義的な責任を担っていますが、昨今の状況では、家庭だけが責任を負うことが難しい状況もあります。本市においても、家庭における教育の自主性を尊重しつつ、家庭や地域の教育力向上のため、学校・家庭・地域が一体となって連携し、活性化を図りながら、子どもを育てる環境づくりが求められています。

なお、本市では、NPOをはじめとする市民団体が、青少年の体験活動、ボランティア活動をはじめ、学校・家庭・地域の教育力を支える役割も果たしています。さまざまな市民団体や市民活動支援施設との連携により、地域教育力の向上を図ることが求められています。

さらに、地域の教育力を高め、地域の多様な課題に対応するためには、行政内部においても、関係部局との連携が求められています。

4 文化財

本市には旧石器時代以降の長い歴史と三浦半島という風土の中で生まれ、そして受け継がれてきた多種多様な文化遺産があります。市内の指定重要文化財^(注76)などは次のとおりです。

- ◆国指定文化財（13件）：夏島貝塚、三浦安針墓、木造阿弥陀如来および両脇侍像（運慶作）、三浦半島の漁撈用具、スチームハンマーなど
- ◆県指定文化財（13件）：吉井貝塚から出土した骨角牙器・貝製品、虎踊、天神島・笠島および周辺水域など
- ◆市指定文化財（88件）：長井台地出土の旧石器時代石器群、三浦一族関連の史跡、後北条氏関連の古文書、会津藩士墓地、馬堀自然教育園、横須賀の職人道具など
- ◆国登録文化財（10件）：走水水源地煉瓦造貯水池、逸見浄水場配水池入口など
- ◆国選択無形民俗文化財（1件）：横須賀の虎踊
- ◆市民文化資産（23件）：明治憲法起草地記念碑、逸見波止場衛門など

これらの文化遺産を郷土の誇りとして守り、そして後世に伝えていくことが必要です。そのために地域で文化遺産の保護・活用に取り組む市民団体やボランティアガイドとの連携を強化し、市民協働による保存と活用を進めています。さらに、国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 千代ヶ崎砲台跡では、保存修復と公開活用に向けた整備を進め、市指定横須賀の職人道具を学校教育に取り入れるなど、学校や地域とも連携して幅広い活用を目指します。

また、民俗芸能^(注77)など人が人へ伝えていくものは指導者や後継者の育成が課題となっており、文化財保護団体活動費補助金の交付や民俗芸能大会の開催により支援しています。この他、市内には478カ所の埋蔵文化財^(注78)包蔵地があり、開発などに伴い発掘調査した成果は調査速報展や報告書の刊行により周知しています。

5 生涯学習センター

生涯学習センターは、複合施設である「ウェルシティ市民プラザ」の中に設置されています。

生涯学習センターは、学習室、図書室、パソコン研修室、音楽室など多様な学習の場の提供のほか、市民大学などの多様な学習機会の提供、さまざまな学習や文化の情報の収集提供・学習相談、市民が学んだことを地域に生かしていく活動を支援する事業などを行っています。平成 28 年度の利用者数は、138,129 人、市民大学受講者数は、3,402 人、学習相談を含む情報提供件数は、8,111 件でした。

今後は、横須賀市教育アンケートの調査結果を踏まえ、次のような事業を充実していきます。

施設の利用では、市民の 4 人に 1 人が、生涯学習センターがあることを知らないことから、さまざまな媒体での広報活動により、市民に幅広く施設や事業の周知を行い、利用の促進を図ります。

市民大学は、市民の学びたいという要求に基づく講座と防災、健康、環境、生涯現役^(注 79)など社会のさまざまな課題に対応する講座をバランスよく企画した市民大学講座を年間 50 講座以上実施し、多くの学習機会を提供しています。特に、社会のさまざまな課題に対応する講座については、さまざまな関係部局や地域の研究機関等と連携しながら、その課題への市民の関心や意識を醸成するとともに課題解決につなげていくような学習機会の提供を目指していきます。また、講座受講者の学習活動の継続を支援していくため、市民の学習意欲の向上につながる「ポイント制」と市民が自分の学習目的に応じて学習選択ができるように「コース制」の導入により、よりきめ細かい学習活動支援の充実を図っていきます。

学習情報収集提供・学習相談は、知識や技能を地域の人々の学習活動に役立てたいと考える講師や主に本市で活動しているサークルの登録情報である「Yokosuka まなび情報」のほか、講座、イベント、施設等、学習に関する情報の収集と提供を行っています。さらに学習相談員を配置し、学習活動で生じた問題の解決に向けて助言する学習相談を行っています。市民の学習活動の継続や学びを通じた市民相互のつながりづくりを支援していくため、学習相談等などのコーディネート機能の充実も図っていきます。

学習した成果の生かし方については、個人生活には多く生かされていますが、地域活動やボランティア活動に生かしている人は、まだ少ないのが実情です。このため、生涯学習社会の構築のためにも、学習した成果を地域に生かしていく活動の啓発、学習成果を地域に生かす活動の支援、学習成果を生かすための新たな仕組みづくりの検討および実現などに取り組み、生涯学習推進を図っていきます。

6 図書館

本市では図書館 4 館およびサテライト^(注 80) 館 10 館(田浦・逸見・衣笠・大津・浦賀・北下浦・武山・西・長井の各コミュニティセンター^(注 71) 図書室と、生涯学習センター図書室)での図書の閲覧・貸出の他、鴨居・岩戸コミュニティセンター、市役所市政情報コーナー、長井地区のコンビニエンスストアで貸出図書の取り次ぎを行い、全市域にわ

たって図書館サービスを提供しています。

平成 28 年度の貸出冊数は 1,519,558 冊、入館者数は 1,044,062 人で、平成 28 年度末の蔵書冊数は 820,246 冊です。

横須賀市教育アンケートの結果では、図書館を利用したいという人の割合が高いことから、さらに市民の役に立つ、市民から頼りにされる図書館を目指して、レファレンス^(注 81)と情報提供の充実を図り、市民の読書活動および生涯学習はもとより、市民生活のさまざまな課題解決にも図書館の活用を提案していきます。

今後の課題として、社会環境の変化による市民ニーズを把握しながら、電子書籍^(注 82)の導入や、資料の電子化に取り組む等、今後の図書館の在り方についても検討していきます。

また、子どもの読書活動推進においては、読書の専門機関として、子どもへの直接サービスだけではなく、子どもの読書活動にかかわる人々、団体に対して、図書資料や情報を提供するとともに、学校との連携をさらに深めるなどの活動を推進していきます。

7 博物館

博物館では、60 年間におよぶ調査と収集、寄贈などによる豊富な資料を基に、三浦半島の自然と歴史を分かりやすく展示しています。三浦半島の自然や歴史の基礎資料として研究や展示、教育普及活動に活用されてきた博物館資料の登録件数は平成 28 年度末まで 176,328 件になります。収蔵資料には、国、県、市指定の文化財や、生物分類学上の基準標本など貴重な資料が多数含まれています。展示教育普及活動では、さまざまなテーマを詳しく紹介する「特別展示」や「企画展示」を開催し、継続的な学習の機会を提供する「博物館教室」、野外での実物による学習機会となる「自然観察会・野外学習」、小中学生を対象とした「夏休み企画」など多くの行事を行っています。本市博物館の特徴の一つは、附属施設として、ホテルやトウキョウサンショウウオなど森と水辺の生物を保護育成している馬堀自然教育園（馬堀自然教育園は市指定の天然記念物）、海岸・海洋生物を保護し、美しい海岸環境を保全している天神島臨海自然教育園（「はまおもと」は県指定天然記念物、「天神島・笠島および周辺水域」は県指定天然記念物および名勝）、日本の近代史に大きな足跡を残したヴェルニーと横須賀製鉄所を紹介するヴェルニー記念館（国指定重要文化財^(注 76)スチームハンマー 2 基を展示）があり、本館と一体となって運営されていることです。4 施設合わせた利用者数は、平成 28 年度は 193,931 人でした。

今後は常設展示を徐々に更新し、一層の充実を図ると共に、横須賀市教育アンケートの結果より、未だ博物館施設の周知が不十分であることから、施設サインの拡充やインターネット（ホームページ、メールマガジン）などによる広報の充実や、地域の活動に密着した活動によって市民の博物館に対する親しみを向上させ、強く印象付ける取り組みが必要と考えられます。子どもから高齢者まで、多様な要望に応じた特別展示や行事を各分野の専門知識を有する市民団体の協力を得ながら開催し、資料の提供や講師の派遣など学校教育との連携になお一層積極的に取り組みます。

8 美術館

美術館は、三方を緑の山に囲まれ、前面が大きく海に面した好環境の立地にあります。美術鑑賞のみならず周囲の自然を散策するなど、1日ゆったり過ごすことができます。

平成19年度の開館から、美術への理解を深め、市民に親しまれる美術館を目指した活動を行っています。所蔵品は、横須賀市ゆかりの作家である、朝井閑右衛門の油彩画や谷内六郎の『週刊新潮』表紙絵などを特色の1つとしつつ、近現代の日本美術作品を核として構成されています。展覧会は、企画展を年6回開催しており、多くの方々が優れた美術に親しむ機会となるように、外国の作家の展覧会、地元作家の展覧会、子どもも楽しめる展覧会など、1年を通じてバランスを考慮し実施しています。所蔵品展は、年4回の展示替えにより、多様な美術の表現に触れる機会を提供しています。

教育普及活動は、美術への理解を深め、美術館に対して親しみを感じられるように、講演会やワークショップを多数開催しています。また、市立小学校6年生全員が来館する美術鑑賞会などを行い、学校との連携を一層深めるとともに、子ども・家族向けの教育普及事業を充実させることにより、子どもたちの美術館教育に寄与しています。

開館から毎年、10万人以上の方が展示を観覧されていて、平成28年度は、108,413人となりました。また、所蔵作品数は平成28年度末で5,118点となっています。

第1期、第2期の教育振興基本計画を通じて、継続的に改善を図りながら前述の事業を行ってきました。これらの取り組みや、社会教育委員^(注83)会議の意見を踏まえ、第3期では、従来の事業を推進しつつよりこれまで掲載していなかった具体的な行動計画を明確化し、新たに「福祉活動の充実」「子どもたちへの美術館教育の推進」「美術館ボランティア活動の推進と人材の育成・交流」「美術作品、普及事業の調査・研究」「図書資料の収集と公開」の項目を加えました。

今後の課題として、横須賀市教育アンケートの結果、美術館の講座、ワークショップの認知度が向上しているため、引き続き周知活動を推進していくこと、施設の利用を「今後は利用してみたい」層が多いことから、的確な広報活動を行うことで集客促進を図ること、収集活動を積極的に行い所蔵作品の充実を図ること、一層市民に親しまれるよう地域との交流促進を図っていくこと、塩害等により劣化が進んでいる施設の維持整備を図っていくことなどが挙げられます。

今後4年間の取り組みの方向性

社会教育編では、第1期、第2期の計画を通じた7年間、「いつでも、どこでも、だれでも学べる社会の実現」を目指して事業を実施してきました。

第3期の計画の策定にあたっては、これまでの事業の在り方と効果・成果を検証するとともに、社会教育委員^(注⁸³)会議の意見等をもとに社会教育のあるべき姿を考え、また、社会を取り巻く環境の変化等に対応するため、着実に社会教育を推し進め、充実を図る計画の策定を目指しました。

今後4年間の取り組みにおいてはさまざまな学習の機会や情報の提供を充実していきます。生涯学習センター、図書館、博物館、美術館などの社会教育施設^(注⁹)は、市民の学習活動支援、社会教育事業推進の場として、事業の充実、職員の専門性や施設の安全性の向上とともに、コストを意識したより効率的な経営形態を検討します。さらに学んだ成果を地域づくりに生かし、生かしたことが社会から適切に評価されることにより、自己実現や生きがいを感じられる社会の構築に向けた取り組みを推進します。特に、次世代を担う子どもの育成に「学校・家庭・地域の連携」が強く求められていることを踏まえ、社会全体で教育力の向上に取り組む意識をつくり出し、子どもを育てる環境を整備するための目標も設けました。また、市民が誇りとする郷土の文化遺産を保護・継承します。加えて、社会教育施設の事業や活動を積極的に市民に情報発信していくため、社会教育を行う施設や関係各課が一体となった情報収集提供の推進、広報の強化を行っていきます。

また、社会教育事業を委任している市民部のコミュニティセンター^(注⁷¹)とも積極的に事業等の連携を行い、市民誰もが参画しやすい生涯学習社会を目指します。

そのため、これからの4年間は、11年間の最終期間として、6つの目標を掲げ、16の施策および関連事業に取り組みます。

【社会教育編 6つの目標】

- 目標1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実を図ります
- 目標2 学びの成果が生かせる社会を目指します
- 目標3 家庭や地域における教育力の向上を図ります
- 目標4 文化遺産の保存と活用を推進します
- 目標5 図書館・博物館・美術館の活動を充実させます
- 目標6 社会教育施設相互の連携を図ります